

# 総務建設常任委員会

令和4年9月8日

葛城市議会

# 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和4年9月8日(木) 午前9時30分 開会  
午後3時40分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	梨本 洪 珪
副委員長	松林 謙 司
委員	西川 善 浩
〃	横井 晶 行
〃	吉村 始
〃	川村 優 子
〃	増田 順 弘
〃	下村 正 樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 員	柴田 三 乃
〃	坂本 剛 司
〃	杉本 訓 規
〃	奥本 佳 史
〃	谷原 一 安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古 和 彦
副市 長	溝尾 彰 人
企画部長	高垣 倫 浩
人事課長	植田 和 明
人事課主幹	南 直 美
企画政策課長	勝 眞 由 美
〃 補佐	高松 和 弘
総務部長	東 錦 也
総務部理事兼都市整備部理事	安川 博 敏
総務課主幹	吉村 浩 尚
総務課長補佐	淡中 ひとみ
管財課長	倉田 主 税

〃 補佐	瀧川 沙恵子
財務部長	米田 匡勝
税務課長	椿本 真司
〃 補佐	吉田 直生
産業観光部長	早田 幸介
農林課長	吉村 和則
農林課主幹	勝浪 栄次
農林課長補佐	巽 隆恭
都市計画課長	奥田 雅彦
〃 補佐	神代 菜穂子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永 睦治
書記	新澤 明子
〃	福原 有美

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第46号 葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて
- 議第47号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第48号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 議第49号 和解することについて

調査案件（所管事項の調査）

- (1) 景観に関する事項について
- (2) 公共施設マネジメントに関する事項について
- (3) 奈良県社会教育センターの跡地利用に関する事項について
- (4) 道の駅に関する事項について

開 会 午前9時30分

**梨本委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。昨日、一昨日までの一般質問に続き、本日から常任委員会、そして予算、決算特別委員会と続いてまいります。議員の皆様におかれましては非常に繁忙なスケジュールでございますが、よろしく願いいたします。また、本日は総務建設常任委員会付託議案の中には、非常に市民にとって注目の高い議案もございます。本日も皆様の慎重審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではここで、委員外議員の紹介をさせていただきます。谷原議員、柴田議員、杉本議員、奥本議員、坂本議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第46号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川総務部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 皆さん、おはようございます。総務部の安川でございます。よろしく願います。

ただいま上程になっております議第46号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の改正につきましては、令和4年4月6日公布施行の公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に係る公費に要する経費の限度額が引き上げられたため、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についても公費負担限度額の改定を行うものであります。

まず、資料を配付させていただいております、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要というところをお願いいたします。

そちらの2の改正概要（1）公営単価の改定関係でございます。黄色の着色部分の裏面となります。そこの2の（1）公営単価の改定関係です。公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としているところでございます。最近の物価変動及び消費税の増税等を踏まえまして、公営に要する経費に係る限度額の引上げが行われました。

裏面でございます。黄色の着色部分が今回の条例改正を行う箇所でございます。それにつ

きまして、新旧対照表をお願いします。それに従って説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをお願いします。選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払いについてでございます。

次の2ページでございます。第4条第2号ア、選挙運動用自動車として使用された各日について、その使用に対し支払うべき金額1万5,800円を1万6,100円に改正します。

同じページです。第2号イ、自動車について燃料の供給を受けた燃料の代金について、7,560円を7,700円に改正します。

3ページでございます。選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払いについてでございます。第8条、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価7円51銭を7円73銭に改正します。

同じページです。選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払いについてでございます。第11条、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価525円6銭を541円31銭に改正します。また、作成に係る企画費として31万500円を31万6,250円に改正します。

改正期日は公布の日でございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**梨本委員長** それで、ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

**吉村委員** おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

今、ご説明いただきまして、このことにつきまして参議院選挙ごと、3年ごとに総務省の統計局も物価指数というのを出してますけれども、そういうふうなんによってというか連動してというか、そういう形で改正をするということ理解をいたしました。

1個だけ質問なんですけれども、直接候補者の費用というのはこういうふうな形で上がっていくというのは改正されると思うんですが、例えばそれ以外の、ちょっと質問から外れるかもわからないですけど、今回ちょっと外れたら言うて下さいね。選挙看板とかありますよね、そういうポスターとか貼ったりとかする業者の看板とか、それからそういうふうなものも物価に合わせて上がっていくだろうというふう思うんですが、その辺りの価格改定とかその辺りはどういうふうになっているのかなと思ひまして、教えていただけたらと思います。

**梨本委員長** 吉村主幹。

**吉村総務課主幹** 総務課の吉村でございます。

ポスター掲示場につきましては、物価といいますか、予算を組ませていただきまして入札をさせていただくという形になるので、物価というか、労務単価とかそういうなんも上がっていきますんで、それは入札で反映をしたいと思います。この公費のほうではそういう影響というのはございません。

以上でございます。

**梨本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** ありがとうございます。どうしてもいろいろと選挙を経るごとにとというか、物価というの

はどんどん上がっていきますので、それはその都度反映させてるというふうなことだということ  
ことで理解いたしました。

それであとは意見だけなんです、選挙するたびにかかってくる費用というのはどうしても  
も増えてくるもんだらうと思いますが、この前も監査委員から本会議で提言がありましたけ  
れども、例えば期日前投票とか増えてくる中で移動投票所など提言がございましたけれど、  
こうやって増える分は当然増えていくんですが、そのほかでまた工夫をしていただいて、総  
額でまた増えないようにそういった工夫もお願いできたらと思います。

以上です。

**梨本委員長** ほかに質疑ございますか。

増田委員。

**増田委員** おはようございます。ここにも概要のところでは先ほど吉村委員のほうからもございま  
したように、物価上昇に対しての価格改定と。この単価についてちょっとお聞かせ願いたいん  
ですけれども、まずこの単価については各自治体ごとに異なる金額で設定をされてるん  
ですか。

**梨本委員長** 吉村総務課主幹。

**吉村総務課主幹** 総務課の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

恐らくほかの県下のほうもこの単価を準用されておると思いますので、同じ金額だと考  
えております。

以上でございます。

**梨本委員長** 増田委員。

**増田委員** そうですか。一律の単価、それはそれとして、葛城市の場合の条件と申しますか、その範  
囲と申しますか、3,300ヘクタール、その条件と他の自治体ではその何倍もという条件と相  
当違うんですけれども、それぞれ同じような単価で運用されてるということにちょっと違和感  
あるんですけれども、それでいいんですかね。

**梨本委員長** 答弁できますか。

安川理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 市町村によってポスター掲示場が違うという話の単価やと思うん  
です。ただ、その単価ですので、それに対する金額というところになりますので、数が多け  
れば大きくなるというところの説明で大丈夫ですか。

**梨本委員長** 増田委員。

**増田委員** この単価が変わろうが何しようが、条件が違ってても別に遜色ないような設定をしてると、  
こういうふうに理解したらいいですかね。分かりました。

**梨本委員長** ほかに質疑ございますか。

川村委員。

**川村委員** 今回、改正ということで、過去にどのぐらいのタイミングで改正というものをされてきた  
というところがちょっと知りたいところでございますので、過去にこういう見直しがあった  
経緯というのを1つ教えていただきたいのと、これがまた今後どういった形で見直しとい  
うか、何年ごとにされるのかということら辺、ちょっと教えていただけますか。

梨本委員長 吉村主幹。

吉村総務課主幹 総務課の吉村でございます。

前回なんですけれども、平成30年度に改正させていただきまして、平成31年3月1日から施行されております。3年に1回改正になりますんで、そのときの物価とかそういうなんを勘案して金額のほうを決めさせていただいております。

以上でございます。

梨本委員長 川村委員。

川村委員 そう過去から見直しがほとんどなくて、今こんなに大幅にいろんな項目で単価が上がったというんでなくて、見直しは頻繁にされていってるということなんですね。理解いたしました。

梨本委員長 ほかに質疑ございますか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。1点だけなんですけど、ほかのこの、今、黄色で書かれているところ、この自動車の借入れとか燃料とかピラとかポスターとかなんですけど、それは賃金の物価指数の上昇でこれ上げられてるということなんですけど、運動員ありますよね、運転手かな、運転手の1万2,500円という日当なんですけど、これも最低賃金とか上がってると思うんですけど、その辺というのは、国の公職選挙法の改正というのはなかって、これも条例で反映されていないところなんか、それはどういうふうなことなんか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

梨本委員長 吉村主幹。

吉村総務課主幹 総務課の吉村でございます。

今回、公職選挙法のほうでは、今、西川委員言われました自動車の運転手の雇用契約のほうは改定はございませんでしたので、今回の改正には入っておりません。

以上でございます。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 これまで3年に1回、さっきからずっと改正あったという話なんですけど、これについては改正もあったんですかね、何年か前とかには。分らんですか。

梨本委員長 吉村主幹。

吉村総務課主幹 今、手持ち資料がございませんので、後ほど資料のほうを出させていただきます。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 また教えてください。ありがとうございます。

梨本委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第46号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本委員長** 異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第47号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いたします。

私から、議第47号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてをご説明申し上げます。

本案につきましては、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に関しまして、地方公務員法第24条第4項の均衡原則に基づき、国家公務員と同様に地方公務員法の育児休業等に関する法律が改正され、その施行期日が本年10月1日となっております。それに対応する措置を行うため、本条例を改正するものでございます。

それでは、次にこの制度の主な改正内容につきまして、別紙配付させていただいております資料に基づきましてご説明させていただきます。資料は3点ございます。妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置について、また次に主な改正内容の概要（常勤職員）、また3点目といたしまして、主な改正内容の概要（非常勤職員）、以上の3点の資料についてご説明申し上げます。

まず1つ目の資料でございます。妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置についてという資料をご覧ください。人事院規則等が改正され、令和4年10月1日に施行されます主な改正内容は下記のとおりでございます。先ほど申し上げましたが、地方公務員法第24条第4項の均衡原則に基づき、葛城市の条例、規則等を改正いたします。

まず1、育児休業の取得回数制限の緩和等。①育児休業を原則2回、現行は原則1回のもを原則2回まで取得可能とする。②原則2回までの育児休業に加え、子の出生後8週間以内に育児休業2回、現行1回のもを2回まで取得可能とする。③子の出生後8週間以内の育児休業について、請求期限を2週間前まで、現行1月前までを2週間前までに短縮。④期末手当及び勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いを見直し、在職期間等の算定に当たって、子の出生後8週間以内における育児休業の期間とそれ以外の育児休業の期間は合算しないこととする規定を整備。

2、育児参加のための休暇（子の養育休暇）の対象期間の拡大。①育児参加のための休暇について、その対象期間を子が1歳に達する日まで、現行、産後8週間に経過する日までを

1歳に達する日までに拡大。

3、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和。①非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6箇月に達する日までにその任期が満了すること、及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日までと緩和する。

4、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化。①非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6箇月到達日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。②非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、上記と同様、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。

以上が主な措置の内容でございます。なお、この3番、4番につきまして、今回、市の条例を改正いたしておるものでございます。

次に、2番目の資料、主な改正内容の概要。まず、常勤職員の場合をご覧ください。主な改正内容を説明させていただきます。

まず上の部分です。取得回数、先ほど申し上げましたが、改正前は原則1回だったものを原則2回まで取得可能となります。子の3歳の誕生日の前日まで、育児休業を原則2回まで取得可能になります。次に、育児休業とは別に、子の誕生日から57日間以内にする育児休業、これをいわゆる産後パパ育休と言いますが、その産後パパ育休を2回、改正前までは1回だったのを2回まで取得可能となります。なお、令和4年10月1日以降に取得可能な育児休業の回数は、既に取得した又は現在取得している場合は育児休業の回数で判断することとなっております。なお、下の部分には出産・育児に係る休暇、育児休業制度の活用事例ということで、上の部分は女性職員、下の部分には男性職員というので示させていただいているものがございます。

次に、3番目の資料に移らせていただきます。主な改正内容の概要（非常勤職員）の部分でございます。これが今回の条例改正に当たる部分でございます。

まず、育児休業は原則2回、改正前が原則1回であったのが原則2回まで取得可能となります。取得回数、原則、子の1歳の誕生日の前日まで原則2回まで取得可能。上の部分に記載されております保育所の利用ができない等、特に必要と認められる場合は1歳6か月まで、さらに特に必要と認められる場合は2歳まで育児休業を取得することができます。

次です。産後パパ育休、先ほど申し上げました子の誕生日から57日間以内にする育児休業の取得要件が緩和され、請求期限が2週間前までに短縮されます。この取得要件といたしましては、次の①、②の両方を満たす職員が対象となります。①勤務日が週3日以上又は年121日以上、②子の誕生日から57日目より6月を経過する日、改正前は子が1歳6か月になる日です。までに任期、更新後のものも含まれます。が満了すること及び特定官職に引き続いて採用されないことが明らかでない場合。

次に、取得回数でございます。上記育児休業とは別に、子の誕生日から57日間以内にする

育児休業、産後パパ育休を2回、現行1回が2回まで取得可能となります。この請求期限は休業開始希望日の2週間前までに請求、改正前は1月なのが2週間前までに請求と変わります。

次に、子が1歳以降の育児休業の夫婦交替での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得が可能となる場合です。改正後の部分です。1歳到達日以降、配偶者と交替で取得が可能。配偶者が1歳6か月までの子を養育するための育児休業をしている場合は、その育児休業の末日の翌日以前の日を育児休業の初日とすることが可能となります。

次に、改正後の特別な事情がある場合、より柔軟な取得が可能というこの特別な事情なんですけども、他の子が育児休業を承認するため育児休業を取り消した後、当該他の子が死亡したことなどが特別な事情に当たります。また最後に、1歳6か月から2歳までの育児休業についても、上記と同様の扱いとなっております。

以上で資料についての説明は終わらせていただきます。

では、最後に新旧対照表をご覧くださいと思います。葛城市職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表に基づき、今回ご説明させていただきました3点の部分の改正部分についてのご説明をさせていただきます。

まず、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業取得要件の緩和の部分、先ほど申し上げました3の①の部分でございます。これは、新旧対照表1ページ目の第2条第4号の(4)非常勤職員であって、次のいずれかに該当するものということで、アとイの部分ですね。そのアの中の、当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4という部分がその非常勤の子の出生後8週間以内の育児休業取得要件の緩和の部分に当たります。

次に、4の①でございます。非常勤職員について、子が1歳6箇月到達日までの育児休業取得の柔軟化の部分でございます。これは、4ページ目の第2条の3第3号の部分でございます。1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業している場合にあって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が規則で定める特別な事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）当該子の1歳6箇月到達日という部分がその改正部分に当たります。

最後に4の②の部分、非常勤職員について、子が2歳に達する日までの育児休業取得の柔軟化の部分でございます。6ページをご覧くださいと思います。第2条の4でございます。育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業している場合にあって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が規則で定める特別な事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とするという部分が、先ほど申し上げました4の②の部分、非常勤職員について子が2歳に到達する日までの育児休業取得の柔軟化の部分に該当いたします。なお、そのほかに関係する改正につきまして、所要の内容を

改正いたしております。

最後に、附則の部分、11ページをご覧ください。施行期日、1、この条例は、令和4年10月1日から施行する。経過措置、2、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例によるというものでございます。

以上が主な改正内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**梨本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

**吉村委員** ご説明ありがとうございました。2点お伺いをいたします。

まず1つが、今おっしゃった均衡原則という言葉ですね。地方公務員法第24条第4項の均衡原則についてお尋ねをいたします。これが、話を聞いてますと、国の国家公務員に地方公務員は準ずるんだというふうなことで均衡原則というふうに説明があつて、私もそのように理解をしている者なんですけれども、例えば子育て、こういった支援措置というものについては、年をふるごとにといいか、時代に応じて、今、少子高齢化というふうなことで、特に少子化ということに対して国もということではいろいろ出してこられてると思うんですが、まだどんどん変わっていくということは、現在はこう変わったんですけれども、これで十分であるというよりもまだまだ不十分な部分があるのではないかというふうなことがもしあれば、例えばこれが葛城市であれば子育てに優しいまちというふうなことです。例えば葛城市の条例、規則でこの均衡原則よりももうちょっと先に進んだような、例えば、育児・出産・妊娠に対する支援というものが、例えば市長のご判断ですることができるのだろうか、あるいは例えば育児法などを、そういった先ほど国の法令を出されましたけれども、国の法令に縛られて、そういった自治体独自ではできないものなのか。この1点、お伺いをいたします。

それから、こういったものというものは、実際に運用されているんな当事者が取得できて初めて意味があるものだと思うんですが、これの周知につきまして、当該職員に行われるのは当然のこととして、この職場全域というんですかね。対象じゃない方にも周知しとかなないと、取るときにすぐ理解が得られないというようなことがあつてもいけませんから、こういった周知はどのようになされるのか。この2点お伺いいたします。

**梨本委員長** いいですか。

高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの吉村委員のご質問の1点目の部分なんですけれども、通常の流れといたしましては、人事院規則で通知とかが来まして、まず国家公務員法が改正されて、その先ほどの均衡原則に基づきまして地方公務員法が改正されて、それに基づいて条例の関連する部分を改正するという流れになっております。それより踏み込んで更に充実した部分ができるのかという、ちょっと今の時点では分かりませんので研究させていただいて、できるのならばという

ことで検討を進めたいと思います。検討を進めたいじゃなくて、研究させていただきたいと思います。よろしくお願いします。できるかできないかの研究をさせていただきたいと思います。お願いします。

**梨本委員長** 人事課、植田課長。

**植田人事課長** 人事課の植田でございます。よろしくお願いします。

周知のほうですけれども、職員が育児、介護の際に取得できる休暇制度をまとめました葛城市育児・介護のための両立支援ハンドブックを庁内グループウェアに掲載し、常に閲覧できるようにしております。今後も定期的に掲示板で案内するなど情報提供を行っていきたいと考えております。なお、本人や配偶者が出産を控えている職員に対しましては、個別に所属長と本人にメールでお知らせしているということでございます。それに加えて、非常勤職員でございますけれども、いわゆる会計年度任用職員ですが、任用条件通知書というのを採用の際にお渡しさせていただいてまして、そのときに育児休業ができるのかできないのかというところの通知もさせていただいております。その辺の説明を、任用条件通知書の内容確認シートがございますので、原課のほうから会計年度任用職員にその確認シートを基に説明をしてるということでございます。

以上でございます。

**梨本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** ありがとうございます。均衡原則につきましては、またお調べいただきますようよろしくお願いいたします。

それから、植田課長から今お話いただきましたことについて、しっかりと周知されてるということでございます。こういった法令というのは、よく可能とかできるとかいうふうなんですが、ちょっとこれは曲者だなというふうに思うんですが、やはり必要な方が取りたいと思ったときにきちっと取れるということが大事だと思いますので、今も当事者、あるいはその上司の方にもきちっとメール等で報告されてるということですのでけれども、その辺りも併せましてよろしくお願いいたします。

以上です。

**梨本委員長** ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

**川村委員** 今回、非常勤職員に対する改正ということで、これまでも常勤の職員に対してはこのような法整備がもうなされているということで、1つまた階段を上った1つの施策ができたということについては大変評価するものでございますが、実際、これ先ほども吉村委員が言われたみたいに、運用があつて初めて生きてくるものであるというふうに私も思います。葛城市、私、以前にどこかの委員会で、非常勤職員も含めて男性の育休はありますかとお尋ねしたことがあります。ちょっと過去のことなので、今現在、職員も非常勤も含めて男性の育休というものが取れている、そういったことがあるということについて確認をさせていただきたい。

それと、これ非常勤ということですので、なかなか非常勤で採用するその対象の方という

のがどのぐらいの年齢の方かというのもあるんですけど、その年齢問わず、常勤職員が取れない空気の中でこれを幾ら法整備してもなかなか取れない。葛城市の実態として、こういった流れに持っていけるのかどうかという、そういった空気感ですよ。空気感というたら答えにくいと思いますけれども、これを積極的に進めていけるものだというふうなことは、これによって採用を、なかなか非常勤でそういった年齢の方の採用を控えるとかいうようなことがあってはならないわけですので、このパパ育休、どちらも取れると、産後パパ育休という、そういったこの運用がきっちりなされていけるということについて、市長のご見解も一緒に聞かせていただいたらいいかなと思いますけど、よろしくをお願いします。

**梨本委員長** 人事課、植田課長。

**植田人事課長** 人事課の植田でございます。よろしくお願いたします。

まず、男性の育児休業の取得状況でございます。令和元年度から説明させていただきます。令和元年度は子どもが生まれた男性職員6人のうち1人が取得しております。令和2年度は6人中、取得者はありませんでした。令和3年度は7人中2人が取得し、令和4年度は8月末時点で6人中3人が取得しております。

それから非常勤職員の育児休業でございますが、これにつきましては以前より令和2年度で2人の方が育児休業されており、令和3年度におきましても3人の方が育児休業しております。また現在1人の方が育児休業中ございまして、この辺のところもしっかり周知をして引き続きご利用いただきたいと考えております。

以上でございます。

**梨本委員長** 市長、答えられますか。

阿古市長。

**阿古市長** 今、課長なり部長なりが答弁したそのとおりでございまして、条例として行政がそれを整えるということは、それを取っていただけるような環境づくりもするというところでございます。ただ、この条例の改正に当たりましては、やはり民間企業、市民の皆さん方の状況も考えた中での条例改正になると考えております。市民の皆さん方、いろんな会社にお勤めの方、自営業も含めていろんな職種で働いておられます。行政がこういう形を取るというのは、飛び抜けた形ではいけないと考えております。しかしながら、ある種、行政がそのような条例改正をするということは、それがモデルになるということも1つでございますので、そのバランス感覚が極端にずれると市民の皆さん方からもご意見をいただく可能性はあるのかなと思っております。葛城市、子育てしやすい環境づくりということに努めてまいっておりますが、それは行政職員だけではなく市民の皆さん方にとっての同じような環境であるべきだという考え方を持っておりますので、市全体としてこのような、いろんな職種の方おられますけれども、取っていただけるような環境を整えたいという思いはございます。

以上でございます。

**梨本委員長** 川村委員。

**川村委員** 今、令和元年度から実績を聞かせていただいて、ちょっとほっとしております。進んでくるんだなど。また、市長が言われたみたいに、民間との比較というかそういうことも含め

て、これが世の中全体がこういった形が進められていくということについて、その行政のほうもしっかりこの条例改正をして運用していく模範となるというたらちょっとまた違うんですけども、一つのこういった公職に就いてる人たちもそれができると。要するに就労、勤労に対しては同じような扱いをすると、子育てするためにやはりそういった空気感をしっかり整えていくということが大事でありますので、ちょっと前へ向いて進んでいかれているのかなというふうに評価をいたします。

**梨本委員長** ほかに質疑ございますか。

増田委員。

**増田委員** まず、均衡原則というふうにこの地方公務員法でうたっておられると。今回の改正については、私の解釈は、非常勤の職員と常勤の職員との不均衡さを是正するというため、そういう意味の均衡原則というふうに解釈したんですが、そうじゃないんですかね、意味的に。それ1つ。

それから、以前にもある部署でと言うときますけども、産休取られて、それはもう権利の範囲でございますので、当然、取っていただくことになるんですけど、その対応策として欠員のまま長期にわたって職場の残った者といいますか、ご苦労されたというお話がございました。シミュレーションができるかどうかは別としまして、当然こういう条件緩和によって休業される方が以前より増えると。となれば、そのときのための対策というのは当然、取っておく必要があります。シミュレーション、このぐらいは非常勤等々の補充を見込んでかなあかんということは想定をされておるんですかね。

**梨本委員長** 植田人事課長。

**植田人事課長** 人事課の植田でございます。よろしく申し上げます。

まず均衡原則でございますけども、これにつきましては国家公務員の非常勤職員と同様の、地方公務員も同様の措置をするということの均衡原則ということでございます。

それから、職員が育児休業を取得した場合でございますが、なかなか事前に採用とかいうことも難しく、今現在は会計年度任用職員を任用することで対応しております。

それから、担任を持つ幼稚園教諭が育児休業を取得した場合については、その育児休業の期間に限った期間で職員を採用しているということでございます。

以上でございます。

**梨本委員長** 増田委員。

**増田委員** 当然、その過去の例のように欠員のままご苦労されるようなことのない、休業を取られたときには速やかな代替措置といいいますか、臨時職員等の雇用もしていただくようにしないと、ちょっと今、急に用意できひんと、そういった言い訳的な不測の事態にならないような体制をお願いしたいなと思います。

それから、先ほど川村委員からもお話がございましたけど、公務員とそれから民間との、市長の答弁にもありましたけど、このことに関しては、ある一定の率先したこういった育児に対する市の雇用条件を十分取っていただくような職場であるという、そういう国の、また国民のそういう要望に即したことを率先してやってる1つの企業といいいますか、会社といい

ますか、団体であると。そういうふうなことも、あまり民間やってないのにえらい市役所だけ職員恵まれてるな、そういう取り方もあるかとは思いますが、やっぱり率先してそういう育児に対する待遇を備えていただく必要があるのかなというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

**梨本委員長** ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第47号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第48号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

**米田財務部長** 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま上程となっております議第48号、葛城市税条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

今回の葛城市税条例の一部を改正する条例につきましては、平成30年4月1日、それから令和4年4月1日に地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、市民税、たばこ税、固定資産税に係る改正となっております。

それでは、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表と別途準備させていただいております資料のほうを用いまして説明のほうをさせていただきます。まずは新旧対照表でございますが、左側が改正前、そして右側が改正後となっております、赤色のアンダーラインの部分が改正部分となっております。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。上段の葛城市税条例第36条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定でございます。こちらにつきましては市民税に関する改正でございます、毎年、給与所得者が給与支払者に提出いたします扶養控除等申告書でございます。この申告書には住民税に関する事項を記載する欄が

申告書の下段に設けられておりまして、配偶者控除、扶養控除等の適用を判断する際に必要な配偶者及び扶養親族等の合計所得額を確実に把握できるようにするため、配偶者等が退職手当等を有する場合、扶養控除等申告書にその旨を記載する項目が追加されるものでございます。

それでは、資料1をご覧いただきたいと思っております。上段と下段に表記されておりますそれぞれの様式は、先ほど申し上げました給与所得者が給与支払者に提出する給与所得者の扶養控除等申告書でございまして、上段が改正前の旧様式、下段が改正後の新様式となっております。この度の地方税法の改正によりまして、下段、新様式の赤字で囲んである部分の記載欄が追加されるものでございます。

続きまして、新旧対照表の3ページをお願いいたします。葛城市税条例第36条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定でございまして、同じく市民税に係る改正でございまして、こちらにつきましても、公的年金等受給者が当該公的年金等支払者に提出する扶養親族等申告書がございまして、この申告書にも住民税に関する事項を記載する欄が申告書の下段に設けられておりまして、先ほどと同様に配偶者等が退職手当等を有する場合、扶養親族等申告書にその旨を記載する欄が追加されるものでございます。

資料2をご覧いただきたいと思っております。同じように表記されております様式は、公的年金等受給者が当該公的年金等支払者に提出する扶養親族等申告書でございまして、先ほどと同じく上段が改正前の旧様式、下段が改正後の新様式となっております。この度の地方税法の改正により、下段、新様式の赤字で囲んである部分の記載欄が追加されるものでございます。

これらどちらの改正におきましても、地方公共団体においては配偶者控除や扶養控除等の適用を判定する際の、配偶者及び扶養親族等の合計所得金額について、給与支払報告書や公的年金等支払報告書、また確定申告書などの課税資料により従来は把握しているところではございますが、今般、配偶者等が退職手当等を有する場合、それぞれの扶養親族等申告書にその旨を記載することによりまして、地方公共団体が賦課に逸すような情報を確実に把握できるよう改正されるものでございます。

続きまして、新旧対照表の5ページから9ページ中段にかけてでございます。こちらにつきましては葛城市税条例第93条の2から第94条でございまして、たばこ税の加熱式たばこに関する改正となっております。加熱式たばこの課税方式につきましては、平成30年10月1日の法律施行によりまして5年間で段階的な課税方式の移行が行われてきたところでございますが、令和4年10月1日から新たな課税方式となることから、所要の改正を行うものでございます。

資料の3をご覧いただきたいと思っております。まずは平成30年法律改正時の背景について、簡単にご説明を申し上げます。加熱式たばこにおきましては、年間の販売量が急速に増加しつつあった中で、発売当初はパイプたばこに分類されていたため、紙巻たばこと比較して税負担が低く、課税公平性の観点から懸案となっていたところでございます。また、加熱式たばこの販売価格は紙巻たばこと同様の価格帯で販売されておりまして、加熱式たばこへの代替性が極めて高い商品と認識されていたことから、紙巻たばこから加熱式たばこへの切替えが

進めば進むほど、税収面において多大な影響が及ぶものと想定されておりました。そのようなことから、財政面において早急な対応が必要とされ、新たに加熱式たばこの区分が設けられたところでございます。

続いて、たばこの課税標準について簡単にご説明を申し上げます。紙巻たばこ以外の製造たばこに係る現行の課税方式につきましては、重量、いわゆるグラム単位をもって紙巻たばこの本数に換算する課税方式を用いていたところでございますが、改正後の課税方式における加熱式たばこの課税標準におきましては、重量と価格を用いてそれぞれ紙巻たばこの本数に換算した本数を合計した本数とすると定められたところでございまして、急激な税負担の変化が及ぼす企業や消費者への影響に配慮する観点から、平成30年10月以降は改正前の課税方式と改正後の課税方式を併用いたしまして、1年前に課税標準の見直しを行いながら、5年をかけて紙巻たばこに近い税率まで引上げが行われてきたところでございまして、令和4年10月から改正後の課税方式に移行されることから、条文中の移行に係る部分の規定を削るなど、所要の改正を行うものでございます。

資料3の中段の表でございしますが、加熱式たばこの紙巻たばこへの本数換算表でございまして、平成30年の法律改正以降、5年間の段階的な乗率移行を示した一覧となっております。左の列の「期間」という文字の部分をご覧いただきたいと思っております。平成30年10月1日から令和元年9月30日までの1年目は、税制改正前の現行の乗率0.8とその右側、改正後の乗率0.2を使用いたしまして加熱式たばこの紙巻たばこへの換算を行っておりましたが、2年目以降、税制改正前の現行の乗率0.8を経年的に減率していき、一方で右側の税制改正後の乗率0.2を増率してきたところでございまして、最終年となります赤字で囲んでおります令和4年10月1日からは税制改正後の乗率のみを用いて換算を行おうとする改正でござい

ます。

その下の本数換算式で申し上げますと、税制改正前の現行の換算根拠をA、税制改正後の新たな換算根拠は重量と価格を用いますのでそれぞれBとCと仮定いたしまして、平成30年10月1日から令和4年9月30日までの4年間はAプラスBプラスCの換算式を用いて本数を算出しておりましたが、令和4年10月1日以降はAがなくなり、BプラスCの換算式を用いて本数を算出するものでございます。

続きまして、新旧対照表の9ページ中段から10ページ中段をお願いいたします。附則第7条の3、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定でございまして、こちらも市民税に関する改正でござい

ます。

新旧対照表10ページの中段、附則第7条の3の2をご覧いただきたいと思っております。内容といたしましては、住宅ローン控除に係る適用期限が延長されることによる改正でござい

ます。まずは所得税、いわゆる国税におきましては、現下の経済状況等を踏まえた中で、住宅ローン控除に係る適用期限を令和3年から令和7年へと4年延長するとされたところでござい

ます。これに伴いまして、個人住民税、いわゆる市税におきましても控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する適用期限が延長となりまして、令和15年度までであったものを令和20年度までとする改正でござい

ただいまの住宅ローン控除の延長等に関連いたしました改正がほかにございまして、新旧対照表の15ページをご覧くださいと思います。中段に、「削る」と赤字で表記されている部分でございます。この条文につきましては、左側に改正前の条文が表記されておりますが、附則第25条新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例についての規定が削除されるものでございます。この附則第25条でございますが、令和2年の法律改正におきまして、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例が定められたところでございますが、この度の所得税や個人住民税に係る住宅ローン控除の適用期間の延長等に伴いまして、附則第25条で規定しておりますコロナを踏まえた上乗せ特例措置が包含されることとなりますので、先ほどの附則第7条の3の改正後の内容に重複いたしますので、本規定を削るものでございます。

続きまして、新旧対照表の11ページから13ページにかけてでございます。まずは11ページでございますが、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についての規定でございますが、こちらは固定資産税に係る改正でございます。こちらは地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例についての規定でございますが、課税標準額に乗ずる軽減割合の変更や、新たな規定の創設となっております。

まずは、新旧対照表11ページ中段、第2項の改正でございます。赤のアンダーラインで5分の4と表記されている部分でございます。こちらは下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準額の軽減特例についての規定でございます。

資料4をご覧くださいと思います。

資料4の上段の表でございます。法律の改正前と改正後の内容を表記させていただいておりまして、右端の黒の太枠部分をご覧くださいと思います。この度の地方税法の改正では、下水道除害施設に係る参酌基準の改正が行われたところございまして、葛城市税条例の現行の規定におきましては、地方税法で定める参酌基準を採用し、課税標準額に乗じる軽減割合を4分の3としていたところでございますが、改正後も地方税法で定める参酌基準を採用いたしまして、課税標準額に乗じる軽減割合を5分の4に改正するものでございます。

新旧対照表11ページに戻っていただきまして、第3項から12ページ下段の第17項までにつきましては、地方税法を引用しております条文に項ずれが生じたことによる改正でございますが、内容等に変更はございません。

次に13ページの最上段、第18項の規定でございますが、これにつきましては、地方税法附則第15条第44項において新たに創設されました規定でございます。創設の背景といたしましては、近年、日本各地で過去に経験したことのない豪雨等により、深刻な洪水や河川の氾濫が発生している状況を踏まえ、令和3年5月に河川に隣接する低地や雨水のたまる窪地など、河川の氾濫に伴い侵入した水、または雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、都道府県知事等が貯留機能保全区域として指定することができる制度が創設されたところでございます。これに伴いまして、このような指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準の特例を創設するものでございます。

資料4の下段の表をご覧くださいと思います。右端の黒の太枠部分でございますが、

地方税法で定める参酌基準におきましては4分の3を参酌し、3分の2以上6分の5以下の範囲で定めるとされているところでございます。本市におきましては参酌基準である4分の3を採用いたしまして、課税標準額に乗じる軽減割合を4分の3と定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表の14ページの下段をお願いいたします。こちらは附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例についての規定でございます、市民税に関する改正でございます。第3項条文中、新旧対照表の右側の赤のアンダーライン部分におきましては、左の改正前と比較いたしまして、第37条の9という条文が削除されております。第3項で引用しておりました租税特別措置法の条文が適用期限の到来により削除されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表の15ページ中段から16ページにかけましては附則でございます。この条例は令和5年1月1日から施行するものでございますが、附則第10条の2、こちらはわがまち特例の改正規定、並びに附則第3条の2の規定につきましては公布の日とし、第93条の2及び第94条、こちらはたばこ税の改正規定につきましては令和4年10月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

**梨本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

西川委員。

**西川委員** ようさんあったんで、ちょっとたばこから。僕、たばこ吸いますんでたばこのやつなんですけど、聞きますけど、これ皆さんあんまりたばこ吸わらんから分からんかもしれませんけど、紙巻たばこは今、1というか、現状の税率でやられてると。今、多くはこの加熱式たばこになってきてますね。僕は紙巻たばこですけど、加熱式たばこになってきたらこの税率が1になっていくというところで、今、葛城市のそのたばこの税収と、これ1になっていったときの加熱式たばこになってきたら、どれくらい上がるかというのはわかりますか。

**梨本委員長** 米田財務部長。

**米田財務部長** 財務部の米田でございます。西川委員のご質問にお答えさせていただきます。

加熱式たばこ紙巻たばこの明確な本数の分類というのが把握できませんので、影響額というのはちょっと見込みづらいところでございますが、ただ毎月毎月、たばこの売上というのをメーカーのほうからうちの役所のほうにいただいております。その中で、やはりいただいている本数というのは経年的に増えてきているというような状況でございます。よろしいでしょうか。

**梨本委員長** 西川委員。

**西川委員** 今の、昨年度のたばこ税の税収は幾らありましたか。

**梨本委員長** 米田財務部長。

**米田財務部長** 財務部、米田でございます。

令和2年度ですか、令和3年度ですか。

(「令和3年度」の声あり)

**米田財務部長** 令和3年度の決算額では約2億9,000万円ほど税収としていただいております。

**梨本委員長** 西川委員。

**西川委員** これ最後になりますけど、2億9,000万円というたらかなり大きい額のたばこ税の収入が葛城市にあるんですけど、加熱式たばこが、これ今はまだそのときは税収が、恐らく令和2年度は0.6、半分ぐらいのやつぐらいですよ。0.6のところの税率でかかってきてるんかなと思うんですけど、これが言うたら今度、10月から1になっていったら結構な額でまた上がってくると思うんですね。間違ってたらちょっと言うてくださいね。僕の解釈で今言うてますけど。かなり上がってくる、1.5倍ぐらい上がってくるのかなとか、分からないですよ、その加熱式たばこの割合がちょっと分からへんのですけど、それが上がってきたときに、これ目的税ではないと思うんで、そういうところに、僕たばこ吸うんで、きっちりとその喫煙所、分煙とか、今まだ進んでいってないような気がするんです、公共施設の中でも。そういうところにちょっとたばこ吸う者があんまり迫害というか、言い方悪いですけど、されへんような取組もちょうと考えていただきたいなということは話しておきたいなと思います。そやから結構上がってくると思うんで、これをしっかりとまたその税収の面でも考えていって、次の使う道でも考えていっていただきたいなというところでございます。

以上です。

**梨本委員長** 答弁よろしいですか。さっきの1個目は答弁漏れやったんでね。いいですか。よろしいですか。

**西川委員** いいですよ。

**梨本委員長** いいですか。分かりました。

では、ほかに質疑ございますでしょうか。

西川委員。

**西川委員** 3つ言うといったらよかったですけど、先輩議員にも、「3つ言うたらええねん」と言われて、1個ずつになってしまって申し訳ないです。

今度、新設で作られるその葛城市税条例の附則第10条の2第18項のやつなんですけども、これ特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能の保全区域にある土地というところで、これ多分、水害とかのことで、今そういう土地に関しては4分の3、固定資産税を軽減していくよということやと思うんですけども、これの葛城市はどこの地域が想定されるということは、まだ今は分からないですか。

**梨本委員長** 米田財務部長。

**米田財務部長** 西川委員のご質問にお答えいたします。

先ほどちょっと説明をいたしました県知事が指定するものでございまして、今現在、葛城市で指定されている部分はないということでございます。よろしく願いいたします。

**梨本委員長** 西川委員。

**西川委員** ということは、葛城市では今はその指定されているところはない、けども一応条例は作っ

ところかというところなんですね。もしかしたら、またこれから先、指定される区域が県のほうでも出てくるかもしれないということで、今、理解をしといたらいということですね。分かりました。

梨本委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第48号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午前11時から再開いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

梨本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど、議第46号におきまして、西川委員の質問に対する答弁があるとのことですので、内容説明を求めます。

吉村主幹。

吉村総務課主幹 総務課の吉村でございます。

先ほどの葛城市議会議員及び葛城市長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例のご審査の中で、西川委員から運転手雇用のほう、改正単価は変わってないということで過去の分ちよっと教えてほしいと言われておりまして、資料のほうをお手元に付けさせていただいております。こちらのほう、条例が平成17年4月1日から施行の、当初作らせていただいた時点から単価のほうは1万2,500円と変わりありませんので、国のほうも今も1万2,500円ということで金額のアップはございません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

梨本委員長 西川委員。

西川委員 さっそく調べていただいてありがとうございます。もう平成17年から変わってないということで、公職選挙法のほうもずっとそのままということで、これでも賃金、今、ほんまにさっき言うたように、最低賃金のアップとか今なってきたところで、本当にこれ変わってないというのは、公職選挙法のほうも国のほうもどういうふうに思うてはるのかちょっと

分からんですけど、どっちにしたって葛城市はこの国の公職選挙法に合わせて今、条例を改正していくということで理解をしておるんですけど、これ何でかなというところでちょっと今質問させていただいたところでございます。分かりました。ありがとうございました。

**梨本委員長** よろしいでしょうか。

それでは次に、議第49号、和解することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** おはようございます。産業観光部の早田でございます。ただいま議題となりました議第49号、和解することにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、交付金の交付団体である加守地域保全向上委員会が平成19年度から平成28年度までに交付された農地・水保全管理支払交付金並びに多面的機能支払交付金の一部について、市が同委員会及びその代表者であった補助参加人、西井覚氏に対して不当利得返還請求ないしは損害賠償請求することを求める住民訴訟です。令和4年4月28日、裁判所からの最終和解案の提示があり、原告、市、県、補助参加人の4者いずれも和解の意向を示しておりますので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては、課長のほうからご説明申し上げます。

**梨本委員長** 農林課、吉村課長。

**吉村農林課長** 農林課の吉村です。どうぞよろしく願いをいたします。

詳細につきまして、私のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、多面的機能支払交付金そのものの概要でございますが、これは農業者を中心とする地域の活動組織に対して、農用地や農道、ため池といった農業用施設の維持管理、農業用施設の長寿命化事業の実施のための費用に補てんできる補助金でございます。本交付金の負担割合でございますが、市4分の1、県4分の1、国4分の2、このようになってございます。この活動組織は基本的には大字単位で形成をされておられまして、現在、葛城市においては11の活動組織がございます。

続きまして、活動組織の概要でございます。活動の組織名ですが、葛城市加守地区内の加守地域保全向上委員会でございます。構成員のほうでございますが、設立当時から加守の集落の農業者7名、非農業者8名、加守区協議会、それから加守土地改良区、それから南池対策協議会、加守老人会などの方で構成をされておるところでございます。

活動組織の代表者でございますが、平成19年から平成26年までは西井覚氏、平成27年以降は岡邦光さんとなっております。活動の期間でございますが、平成19年度から平成28年度までの活動をなされておるところでございます。

交付の総額のほうでございますが、10年間の中で農地維持支払交付金分として761万1,170円の交付がございました。

事案の概要でございますが、当該活動組織の代表に市議会議員であられる西井覚氏が就任をされていたことは、市議会議員が補助金等を受けている各団体の長に就任することを禁じた条例、葛城市政治倫理条例第2条第2項第5号に違反する疑いがあるとして、西井覚

氏が代表を務めた活動組織について平成30年6月定例会において質疑がございまして、市の調査が平成30年6月に行われることとなったところでございます。これを発端にしまして、住民が市に情報公開を請求され、それに併せて新聞の報道では、西井覚氏が経営する商店で活動に必要な数量を上回る物品の購入、それから平成27年度末に残金と思われる金額を自治会に寄附していた。それから、活動組織の総会が実施されておらず、合意形成を行わずに活動を実施されていたなどの記事の報道がなされたところでございます。

これを受けまして、市農林課におきましては、不正行為、または不適切な交付金の執行がなかったかを調べるため、書類の調査及び関係者への聞き取り調査をした結果、一部不適切な交付金の事務処理はございましたものの不正行為の確認ができなかったとして、国及び県に調査結果を報告させていただいたところでございます。

また、令和元年6月10日に住民のほうから市及び県に住民監査請求がなされましたが、これにつきましては、交付後1年を経過したものは請求の対象外であるとして、市、県ともにこれを却下しているところでございます。そのため、住民らは市及び県に対しまして、西井覚氏に対して交付金の返還をさせることを求める住民訴訟を奈良地方裁判所に提訴されました。市に対しては令和元年7月25日、県に対しましては令和元年8月9日となっております。

それから第1回目の証人尋問が行われ、原告側、被告側の代理人及び裁判官からの尋問を受けております。また、その際に奈良県警察本部捜査第2課が西井覚氏を奈良地検葛城支部に書類送検をした件につきまして、原告側から不起訴相当となった旨のご報告もいただいたところでございます。

令和3年12月9日に口頭弁論に合わせて和解協議が行われたところでございますが、これは和解が成立されなかったところでございます。それ以降、和解協議が幾度と行われまして、県、市、原告、西井覚氏の間で和解案の擦り合わせを行いまして、令和4年4月28日奈良地方裁判所のほうから最終の和解案の勧試を受け入れたところでございます。それに対しまして、それぞれ和解の意向を示されたところで、今回、県、市ともに9月議会で和解協議を承認の提案をさせていただき、その承認をされれば令和4年11月2日に和解の成立になるということで、現在進めておるという状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

**梨本委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

吉村委員。

**吉村委員** ご説明ありがとうございました。今、課長の説明を聞いておりまして、やはり原告の市民の方々はやむなくこの方法しかなく提起されたというふうの流れがあったなと思います。住民訴訟を提起されました原告の市民の皆様には、これ本会議冒頭でもほかの議員の方もおっしゃってましたけれども、自身に見返りが無いのにもかかわらず正義を貫く姿勢に対しまして、まず敬意を表したいと思います。

本会議初日に、この度の和解が提案されている裁判の訴状がこのように配付をされております。それによりますと、加守在住の5名の市民の方が葛城市の阿古市長を相手取って、西

井覚議員と加守地域保全向上委員会の各自に対しまして700万円余りの支払いをするよう請求せよというのが請求の趣旨でありました。それに対しまして、今回議案の和解案の要旨によりますと、西井議員は加守地域保全向上委員会に対して損害賠償金として244万円の支払い義務があることを認める。そして、加守地域保全向上委員会は西井議員から受け取った244万円を葛城市に支払うというものであります。本会議初日に、この700万円余りの請求に対して244万円というのは額が適切なのか、適正なのか、あるいはその内訳を問う質問がございましたけれども、それに対しましては、ご答弁があったのは裁判所の総合的な判断である旨、内訳については分からないというようなことでもございました。

質問なんです、それに先立ちます議会全員協議会で、今回、和解金でもない解決金でもない損害賠償金という言葉を使っていますと、その言葉について問う質問がありましたけれども、その際も市の顧問弁護士の見解を聞いてくださいよということがありましたので、1つ目それをお伺いしたいと思います。

それから2つ目なんですけれども、同じく和解案の要旨によりますと、葛城市は加守地域保全向上委員会から一部事実と異なる内容を記載した実施状況報告書が提出されたにもかかわらず点検で気付かなかったというふうにございます。これ、訴状にも8ページに記載のある、本来対象となっている活動のために支出せずに私的に流用してしまっている部分を点検で見つけることを怠ったということと、これ同じことだと思えます。今日は、会議資料にも配られています領収書などもありますけれども、非常に領収書のていをなさないもの、それからそもそもここには領収書はありますけれども、領収書の添付さえないというような記述、そして訴状を見ますと、この写真の流用、年を越えて同じ写真を流用してますよというような記述が続々と出てまいりまして、本当に正直、目を疑うものがありました。

和解案の要旨においては、なぜそんなざさんなことが起こったのか、その原因を調査するというふうにありますけれども、これまで調査をしたということが先ほどもありましたけれども、それでは全く不十分ということであるから、もう一度一から調査をし直すというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。また、現時点で具体的にどのような体制で調査に臨もうとされているのか。調査というのは客観性というのが必要だと思います。取りあえずしてというわけにはいかないと思いますが、そのことについてその意見をお伺いいたします。

**梨本委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** 農林課の吉村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず1つ目のご質問でございます。損害賠償金、この件でございますが、ご質問にもございましたが、先だって議会全員協議会のほうでもその点について触れていただいているところでございます。そのときにも副市長のほうから回答を一部していただいているところでございますが、損害賠償については民法第709条において、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」とされており。必ずしも違法性があることを明言しているものでもないというのがまず1つでございます。今回、この損害賠償金という文言でございますが、これまでの裁判の経緯の中で、あくまでもこの和解案の中で裁判所のほうから示された文言であるという

ところでございまして、そういったところから今回この議案提案というところにつながっているものということでございます。

それから2つ目のご質問でございます、今後の調査をどのようにしていくのかというご質問だったかと思えます。これにつきましては、本和解条項の趣旨はこのような住民訴訟にまで至ったことについては市としては反省をするとともに、今回の加守の活動組織における市の対応や問題点等について再検証し、それを反省材料として今後の本交付金事業において同様の問題が再発されないように取り組むことというのがまず大事なところかと考えております。本訴訟の過程で本来活動組織が作成すべき報告書類を、加守においては写真と領収書を持ってくれば後は1人の職員が代わって全てを作成していた、またその結果、その職員の写真の確認違いにより、複数年にわたって同じ写真が活動報告写真として使い回しされるなどの手違いがあったことも判明をいたしております。現在は間違いなく活動組織においての実施状況報告書の作成をしております、提出された実施状況報告書を農林課の担当者と管理職により二重の確認を徹底しておりますが、今後、県主催の本交付金事業の市町村担当職員研修会へ参加することや、多面的機能支払交付金の要綱や手引きなどを再確認の実施、それから確認作業を複数人で行うことを継続し、チェック体制のさらなる強化を図ることなどを実施し、再発防止につなげていきたいというふうに考えております。

こういったことで、これからの調査につきましては、今回の案件に伴います過去の事案を確認し、再発防止という観点で特に取り組んでいきたいというところにつなげていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

**梨本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** ありがとうございます。今、再発防止というふうなことをおっしゃいましたが、現在のことについては当時の担当者、やっておられた方と、それから現在の部局の方というのは全く別の方ですので、今、前も別に早田部長からきちっとやってるというふうなご答弁をいただきましたので、それはもう今はやっておられるというふうに思います。

まず1つ目の質問についてなんですが、いわゆる損害賠償金について必ずしも不法性を示しているわけでもないというお返事をいただきまして、そうなんですよね。今おっしゃったように、損害賠償金というのは私もいろいろ調べましたが2つありまして、1つが債務不履行ですね。商品を買ってお金を払わなかったと、こういうふうなことについて、これは不法行為ではないと。もう一つが不法行為ということになってくると思います。私、調べた限り、損害賠償金請求の原因となるのは債務不履行と不法行為の2つですね。ほかにはなかったかとは思いますが、今回の損害賠償金というものは債務不履行なんでしょうか、不法行為なんでしょうか。それをちょっと教えていただきたいなというふうに思います。ほかにはあればまた言っていただけたらと思います。

それからあと、今回とにかくやはりこの和解の要旨を見ましたら、第5番、その原因を調査する。つまり、行政側がちゃんと調査をするということが和解の条件であります。それが必要最低限というふうなことで、もう調査をするというふうなことを先ほどおっしゃいまし

たけれども、しっかりと今できることを徹底してやっていただきたいと思います。その際、加守地域保全向上委員会というのは平成19年度から平成28年度にかけて交付金を受けられていたわけですが、これからの調査で大体最初からきちっと調査をできるというふうに考えておられるのか、その辺りいつまで遡って調査をするのか。そこら辺のところをきちっとお答えをいただけたらと思います。

**梨本委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** まず1つ目の債務不履行なのか不法行為なのかというところのご質問でございますが、今回の和解条項の内容、文言については、あくまでも裁判官が裁判での証言、証拠を基に、訴訟の当事者の要望も斟酌し提示されたものでございますため、その内容全てを解明するということはできません。損害賠償金という文言については原告の意向が強く反映した箇所でございます。また原告の訴状においては、活動組織並びに補助参加人が交付金を違法にプールしているとして訴えられておられますが、裁判所の訴訟では交付金を違法にプールしたことについてまでの認定はございません。244万円という金額につきましては、裁判官が証言を聞き、証拠を検討した結果、裁判官による総合的な判断として、内訳や名目を明示せずにこの金額での和解を勧誘されているものでございます。そういったところからのこの金額ということでご理解をいただきたいかと思えます。

あともう1点の調査を遡るかという点でございますが、この点につきましては、文書の保存年限により残っている書類というのも限られている部分がございます。そういった中で、その残っている書類を改めて確認をしまして、先ほども申し上げましたが、どこがこの事件に至った原因であるのかという部分を改めて認識を持ち、再発防止に努めるということをしていただこうと思っております。

**梨本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 言いっ放しになりますが、今し方、損害賠償金につきまして原告の意向だというふうに話がありましたけれども、裁判というのはちゃんと法律にのっとりやってるわけですから、原告の意向を付度してというか、そういうもんで私は決してないというふうに思いますので、その辺りは、これは私の意見ですが、やはりそれには原因があったはずだと、法律上のきちっと根拠があるはずだというふうなことだけは言っておきたいと思えます。

それからあと、これから調査についてなんですが、先ほども申しましたように、この客観性というものが調査には問われると思いますので、今し方、この市役所の中に残っている書類を遡って、そこに遡れる範囲内というふうな話もありましたけれども、物質的に残ってる客観的資料というのはほかにもあろうかと思えますので、それらも含めてきちっとできるものは、あるものは全て調査した上で客観的な調査をしていただきますように、くれぐれもお願いをしておきたいと思えます。

以上です。

**梨本委員長** ほかに質疑ございますか。

横井委員。

**横井委員** 今、ビデオが回っている前ではっきり質問しなければなりません。まずは、それは今、理

事者側からいただきましたこの資料です。これの資料の中身をおかしいなど。これ当たり前のことなんですけども、領収書ですね。このショップ二上山、西井さんという人、No.3と書いてるところですね。これ、25万2,000円ですね。これ印紙貼ってないんですよ。それで、これ25年というんは、今、西暦2022年ですから、当然、この意味とするところは平成ですね。平成25年ということは西暦2013年、ということは前の市長の時代ですね。この点もはっきりしといてください。それを後で理事者側に言ってください、そのことは。そうしないと、今の市長じゃない、前の市長の時代にこういう25万円の領収書が上がって、しかも印紙が貼ってない、それを受けてた。そしてこの後、最後のこの9万7,500円。これ、先ほどでしたら世間に西井さんはいっぱいいます。でもこの領収書を見る限り、我々の尊敬している先生のお名前です。この辺もはっきり言っていただきたいのです。ビデオが回っておりますから、これは平成26年ということは2014年、これは前の市長の時代です。それもはっきりこれから答弁、この出された資料に対して、今、私聞いていることをはっきり言っていただきたいのです。よろしくお願ひします。まずは印紙が貼ってない、この名前ですね。本来であれば、これ印紙貼らなければいけません。当たり前のことです。それも貼ってない資料が今、上がってきてるのです。これをただただ黙認したら、これ我々も真偽を問われます。これは駄目なことです。やっぱり領収書に対しては印紙を貼る。これは国民のルールですから、それをまともにやってない、私たちの知ってる方の氏、名まで入ってます。はっきりちょっとその辺をご回答いただきたいのです。よろしくお願ひします。

**梨本委員長** 横井委員、領収書に問題があることについて、なぜ市としてそれをその際に対応できなかったという質問でよろしいですか。

**横井委員** これは前の市長時代であるということをはっきり言ってください。

**梨本委員長** 前の市長時代であるということを理事者側に発言してほしいと。

**横井委員** 今後追及するにおきまして、やっぱりその辺は誤解を招いたらいかんと思うんです。これは市民に対する真偽です。

**梨本委員長** 理事者側、答弁できますか。

**横井委員** ビデオが回ってます。

**梨本委員長** いつの時代、遡って、この当初からのことを経緯も含めて。

吉村課長。

**吉村農林課長** ただいまのいつの時代というところですが、先ほど活動の概要で、私、ご説明申し上げました期間は、平成19年度から平成28年度に実施された事業でございます。前市長の際に実施されたものということの答弁でよろしいでしょうか。

**横井委員** ありがとうございます。しっかり今、聞いていただいたとおりです。前の市長です。

**梨本委員長** 印紙については何か答弁ありますか。

吉村課長。

**吉村農林課長** この印紙についてとか、その他領収書についてでございますが、一部不適切という部分はあったわけですが、違法性の認定までには至っていないというところがございます。

以上でございます。

**梨本委員長** 横井委員。

**横井委員** 違法性の認定は別として、こんな領収書、皆さん当たり前じゃないですか、印紙貼るぐらい。そんなものは分かってたじゃないですか。それをこのお名前の方はやられたのです。その辺ははっきりビデオが回ってる前で、今、私、これ資料のとおり言いましたんで、よろしく願いいたします。やっぱりいけないことはいけないのです。よろしく願いいたします。

**梨本委員長** よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますか。

増田委員。

**増田委員** 先ほどからの説明ございましたように、この訴えについては12月9日、1回目の和解案が出たと。ところが不成立に終わったというふうなご説明でございました。私どもの手元にも訴状なり調書なり見させていただいたら、特に調書の内容については非常にその距離、原告と補助参加人との間に非常に距離があって、当然、訴えを起こされてるということですので、そういう不審な点がたくさんあるということによる訴えでございますけれども、当初のその和解は不成立であったが、今回の和解案について、先ほどご説明、吉村委員のお話にありましたように、原告側の方も含めてそれぞれの立場で苦渋の選択をされて和解に至ったという、当初は非常に、先ほどの領収書の問題もおかしいところがたくさんあるねというのは、非常にどなた様が見られても不自然なところがあるが、裁判所のこれでいかがですかという和解案に対して苦渋の選択の和解を了承されるに至ったと、こういうふうに私は解釈させていただいてるんですけども、間違いないかご答弁お願いします。

**梨本委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** ただいまのご質問でございますが、今回のこの住民訴訟につきましては、非常に特殊な行政訴訟であるとも考えられております。代理人弁護士の見解におきましても、この裁判が継続となった場合については、この返還金についてもどうなるか不明であるというようなところで、全体的な部分、市におきましては経済的なメリットという部分がなくなるというおそれもございます。それと併せて、原告側につきましてもそういった部分も多少出てくるのかなというふうに思われるところでございます。あくまでも奈良地方裁判所からの和解案の提案というところで示されたものにつきまして、原告、補助参加人、県におきましても、今回合意というところでございますので、それに市も合意というところで進めてまいりたいというところで、今回の提案にさせていただいているというところでございますので、その旨、ご了承いただきたいかなと思います。

**梨本委員長** ほかに質疑ございますか。

松林副委員長。

**松林副委員長** この和解案の要旨、この中の1番のところ、「補助参加人は利害関係人加守地域保全向上委員会に対し、損害賠償金として、244万円の支払義務があることを認める。」とある。先ほど、吉村委員のほうからいろいろ質問もあって、それなりのご回答もあったと。裁判所の提示であるということであったんですけども、あえてここでお伺いをさせていただきますけれども、この244万円の算出根拠、どのように理事者側はご理解されておるのか。私自身も

この244万円の根拠に対してちょっと不明な分からないところもありまして、ここらをちょっとお聞かせ願えませんか。

**梨本委員長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

ただいまの松林副委員長のご質問についての答弁をさせていただきます。これにつきましては先ほど農林課長から答弁させていただきましたように、裁判官のほう証言を聞き、証拠を検討した結果、裁判官による総合的な判断として、内訳や名目を明示せずにこの金額での和解を勧誘されたものであるという理解でございます。

**梨本委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 恐らくそういうようなご回答でしていただけるかなと思ってましたんですけども、私はいろいろこの244万円の根拠を考えると、こちらで勝手な推測で申し訳ないんですけども、平成19年度から平成28年度までに合計761万1,170円の交付を受けたという。既に返還分を除いた739万7,926円受けたということで、ここから単純に考えると、役員の日当、報酬、軽トラックの借上げ料、懇親会などのもろもろの諸経費を差し引いた残りが244万円かなという根拠ではなかろうかと私は思います。しかし、それぞれの諸経費の内訳の証明となりますと、誠に報告書、領収書などの取扱いがずさんであり、本当に正しくこの交付金が使われたのかなという疑問が残ります。また、損害賠償金の244万円が妥当な金額か疑問の残るところであります。余剰金244万円については、もともとは国や県に返還されるべきものであります。これ、言うなれば返すところに返さないと、これは不法行為の1つではなかろうかなと思うんですけど、私も加守に住まわせていただいております一住人として申し上げさせていただきます。裁判所の提示する和解案については特に否定するものではありませんけれども、補助参加人が代表を務めていた加守地域保全向上委員会の運営と同委員会への交付金を巡り、地元の加守区民は大きな不審と疑念を抱く結果となりました。その不審と疑念を払拭するためにも、補助参加人は今後、地元加守区民に対して、このことに対する謝罪と説明責任を果たされるべきであります。果たすことを切に望む1人でございます。これはもうご意見だけなんですけども、述べさせていただきます。

そして5番のところでは要旨のところなんですけども、「今後実施する補助金等交付事業において、補助事業者等の補助事業等の補助金使途の適正性に関し、法規に従った指導監督を一層励行するよう努めることとする。」と、このようにありますけども、再発防止、悪い芽は早く摘まなければなりません。結局、誰かがつらく嫌な思いをします。今後、法規に従った指導監督をしっかりとよろしくお願い申し上げたいと思います。これはもうお願いで、私、終わらせていただきます。

**梨本委員長** ほかに質疑はありますか。

川村委員。

**川村委員** ほかの委員のご意見も質疑も一通り聞かせていただきまして、この加守地区の問題は、住民の皆さんが非常に疑義があることをしっかり指摘をしていくという正義感を持ってこのような行動を取っていただいたということについては、本当に我々議員がいろいろと指摘して

いく部分というのもあったかと思いますが、まず住民の方からのそういったご指摘に対し、我々もちょっと頭の下がる思いでございます。

この住民訴訟、ほかにもこれまでもこの近々にも道の駅を巡る和解というものがいろいろと我々も承認させていただいた経緯もあります。今回も和解という形が今、上程されております。議員としましては、これまでこの話も訴訟中であるために、本人からも聞くこともなかなか議員同士であっても聞く機会もあまりありませんでしたし、また住民の皆様からのいろんなご意見を聞く、正式に聞くということは、訴訟中であるということではなかなかそういう機会もない。しかし、今回は和解というところになると、議員がこの中に介入していかなければならない。これはもう和解という議決をするという役目の中で今、この場面に来ているというふうに認識します。我々もできるだけたくさんの情報を、これ一度にいただいて審議するわけでございますが、非常に確認事項も十分な時間を取れたかどうかということは分かりません。しかし、和解というのは、双方が一定の歩み寄りがあったってこういった形を取られたということに対して、議会はまた議員の1人として、そういった方向に持ってこられたことに対して、その経緯も聞きながら、先ほど苦渋の選択と、苦渋の選択であっても、この和解ということによってある一定のメリットがあったのではないのかというふうに評価もします。

訴状を拝見させていただきますと、当時は行政上いろいろな適切な指導や助言を行った形跡が見られないというふうな訴状の内容でございます。一定いろんな調査もこの間されて、行政の中でもいろいろとチェック体制が甘かったというような先ほどご答弁もいただきました。そんなことも含めまして、この補助金、なかなかルーズなままで通っていくような補助金なのかと、改めてこの補助金制度の指導もする立場において、こうであってはいけないというふうに痛感をしております。今後、これについてももう調査は、私は先ほどの答弁を聞いておりますと改めての調査はしないと。民事というものは、いろんな紛争を鎮めるために、そのための裁判であると。誰が悪いかというようなことは刑事的な訴訟になりますけれども、この間、我々議員も道の駅の訴訟でそういうこともちょっと学ばせてもらったということも、裁判所の見解の中に民事訴訟は紛争を鎮めていくというためにあるというふうに解釈をしているところなんです。改めてこの裁判が長引くことがよいのか、和解という形で一旦終結するということに対して、改めてそのメリットということ、そしてこれが和解をせず将来まだまだこの紛争を続けるとなったときに、デメリットは何なのかということを確認をさせていただいて、我々も審議のほうをしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、その辺の答弁をいただきたいと思っております。

**梨本委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** ただいまのご質問でございますが、さっきの質問にもうお答えさせてもうてるかもしれませんが、やはり特殊な形態の訴訟であるということと、この裁判について継続となった場合におきましては、返還金、今回裁判所が提案の244万円、これ自体がどうなるかというところもでございます。そういった観点から考えますと、仮になくなった場合にはそういった部分のメリットもなくなるおそれもあるという部分も1つ考えられるところでございます。

それに加えて、今回、奈良地方裁判所からの和解の提案に対して、原告、それから補助参加人、それから同被告の件においても合意の意向という部分で進められているというところもありまして、総合的な部分から見ても、継続となった場合よりも、今回の和解に応じるということがメリットにつながるというようなところの判断となるところでございます。以上でございます。

**梨本委員長** 川村委員。

**川村委員** 理解させていただきました。

**梨本委員長** よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

それでは私も質問させていただきたいので、暫時、副委員長と交代いたします。

(正副委員長交代)

**松林副委員長** 梨本委員長。

**梨本委員長** よろしくお願いいいたします。今、いろいろ委員の質問も聞かせていただきました。今回、和解をされるということでございますが、基本的に私の知り得る限りでは、こういった住民訴訟で原告が勝訴する、もしくはこういった和解に至るということはほぼ少ないのではないかなと、稀なケースではないのかなというふうに思うわけですよ。ということは、今回、和解をせずにはいられなかったということは、本当に問題があるわけですよ。本来、これは加守の住民の方々が立ち上がってこの裁判に至ったわけですけども、実際には葛城市がそういった報告を受けたときに迅速に動いてやるべきような、その当時からそういった立証できるようなものがたくさんあったはずなんです。にもかかわらず、ずっと放置して、阿古市長の本会議での発言では、行政としてあるべき姿を司法が指摘ということで再発防止に努めるということをおっしゃってるんですけども、こんなの住民にやらす話じゃないですよ。上がってきたときにしっかりと市として問題があるかないかという調査をしてやっていけば、何でこんな今回、和解なんていう議案が出てくるんですか。

そういった意味からすると、非常に私はこれは重い今回の議決だと思うんです。実際に、原告と市とそれから県とかも絡んでんのかな。そういった4団体が今回和解するということですので、それに関してはそれまでも様々な経緯があったと思うんですけども、我々は予算を預かる身ですから、この244万円というところに関してはやっぱり重みを感じるわけです。つまり739万7,000円のもの244万円とどまってるわけですね。実際に今回、本会議での資料請求に基づいていろんな領収書が付いてる。これも問題があるということですが、これはこの244万円とその739万円のこの間の話じゃないですか。この間にこれだけの問題があるとすると、やはり我々も和解のことは本当に分かりながらも、本当に議決していいのかなという思いをたくさん議員が持ってるということだけ、まず理事者の方にはご理解いただきたいと思うんです。

その上でまず質問させていただきたいんですけども、あまり中に踏み込んで、もう和解するということですから中に踏み込んでということは適切ではないのかもしれませんが、本当に調査どうしはんのかなというところなんですよ。先ほど、どこまで踏み込んで調査されるのかというところについてまで細かくはお話は聞いてないわけですけども、こ

の5項で市長は遺憾の意を表して、「その原因を調査するとともに」ということでおっしゃって、ここに記載されてます。この調査に関して、私はこれ内部で本当にできるのかなど。これ1回してるわけですよね。1回内部で調査をして、それで問題、多少の問題はあるけれどもおとがめなしというところで、1回流して、それで住民訴訟に至ってるわけじゃないですか。また内部で調査して、本当に解決するんですか。その調査の在り方、前回の調査についてはここで言う問題ではないのかもしれませんが、もう一回、調査の在り方、今後の調査の在り方について、もう一度どういうふうな考えを持って理事者側がされようとされているのかお聞かせいただけますでしょうか。

**松林副委員長** 吉村課長。

**吉村農林課長** ただいまのご質問でございますが、内部調査は可能な限り、先ほど答弁もさせていただきましたが、今残っておる書類、それを再度書類の調査等をさせていただきますして、当時携わっていた職員との調査というのは一定の部分はもう、一定の部分というか一旦全て調査をして終わっておるところではございますが、残ってる書類で今回の事案につながる部分の何がどうだったのかという部分につながる部分が、もしその調査の際に発見される場合には、それをどのようにしていくかというところの作業に、業務につなげていきたいというふうなことで今現在は考えております。

**松林副委員長** 梨本委員長。

**梨本委員長** 今残っている書類のことも含めて、今、課長から説明があったんですけども、これ一番初めに加守地区から市長のほうに相談があったのは、これいつですか。これ平成30年と書いてあるけど、もっと前じゃないんですか。平成29年とか平成30年のときにこれ相談受けるわけですよね。そのときにちゃんとやってたら書類も残ってるわけじゃないですか。今、令和4年ですよ。そこから5年も経ってしまって、昔の書類がないからそこがでけへんと言われると、やっぱり加守の方、これ訴えられた方、それ納得、私はなかなかでけへんの違うんかなと思うんですよね。ですから、さっきも言いましたように、これも内部では私もう無理やと思いますわ、調査に関して。ですから、当時も市政検討委員会なんかもあったわけですよ。本来であれば、そういった第三者機関にお願いしてきちっと解明していただいて、住民訴訟ではなくて市がその不適切な補助申請をしたところに対して注意をして返してもらうとかというのが本来の手順じゃないですか。そこを跳ね除けて住民訴訟にまで今回これ至ってるわけですから、この原因の調査に関しては私しっかりと原告側にも説明してあげないといけないと思うんですよ。その点に関して、最後に市長に、第三者機関、これ今は市政検討委員会はないですけども、第三者機関も含めてどういう調査されようと思うてんのかというところを市長にお聞かせいただけますか。市長に聞かせてください。これ、私もうずっと今まで……。

(発言する者あり)

**梨本委員長** そうですか。分かりました。お願いします。

**松林副委員長** 早田部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず令和元年、最初の、私が産業観光部に着任いたしましたのが令和元年の4月でございます。その段階において、前年の議会においてご指摘のあった調査について、前任の部長といたしますか、昨年まで農林課長を務めておりました農林課長から報告を受けまして、もう1年も経った中で調査報告ができてないということはやはり大きな問題であるということで、私が陣頭指揮を取らせていただきまして、当時の担当者としては2人でございます。それと、今、原告の方もおられますが、そういった加守地域の方、それから参考人の方にも要請をさせていただいて調査をさせていただきました。

ただ、農林課、私のほうからは、やはり残ってる今お示ししてるような書類についてはもう事実確認はできておりますが、参考となるような人への聞き取りという部分には限界がございます。当然、職員につきましては、はっきりいろいろな部分を聞かせていただいて調査報告をまとめております。新たに今後調査するとなったときに、今回の民事裁判の中で当時の課長といたしますか、その方が証言されてるといことも聞いておりますので、その方の部分の内容は聞き取りできるのかなど。ただ、それにつきましても、あくまで市の調査ということであれば要請にとどまります。令和元年に私が行いました加守地域の公民館で何回か時間を設定して、お越しいただけますかというような形でお願いを申し上げたわけですが、やはり全員が来ていただけるという状況ではありませんでした。そういったことから、今後、今ある状況の中で聞き取りなりをさせていただくのに加守地域の方にどんだけのご協力をいただけるのかというのは、ちょっと不確かかなど。ただ、職員については当時も聞き取りをさせていただきましたし、当時の担当した課長とか、実際にこの報告書を作成した課長にもお願いをさせていただくことにつきましても、可能ではあるのかなというような状況でございます。

以上です。

**松林副委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 本議会の席でも実は答弁で遺憾の意を申させていただきました。非常にこの種の裁判におきましては、委員がご指摘のように、原告に有利な形での判決というのはめずらしい状況であると。結果的にそういう形になるというのは非常に稀なケースであるということは理解しております。ですので、この裁判といたしますか、これを続けた場合にどういう結果になるかということは予測はしたくはないと考えております。ただ、今回の和解案につきましては、非常に原告側に有利な和解案を行政として受け入れるということでございます。その部分について苦渋の決断であると課長が答えたところであると思います。補助参加人のほうから損害賠償金額として244万円を利害関係者である団体が受けて行政に返金をするというのを4者とも、並びに県も受け入れた中での和解案であるということをご理解いただきたいと存じます。これは、行政にとりましては、原告が更に裁判を続けるということにつきましてもやはりあってはならないという判断の中での和解でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。この和解内容につきましても要旨につきましても、その書いてあるとおりでございます。特に私に关します、行政に关します部分につきましても、5項目めがまさにそのとおりでございます。その書いてあるとおりの和解を受け入れるということでございますの

で、そのとおりの行政としての姿勢を示していかなければいけないという思いでございます。  
以上でございます。

**松林副委員長** 梨本委員長。

**梨本委員長** 市長からも答弁いただきましたので、もう本当にしっかりやっていただきたいと思います。これまで私もいろんな、この場で言うことではないですけども、ちょっと初動が遅いんじゃないですかということもこれまで指摘した。ここでぜひちょっと挽回していただいて、しっかりと第三者委員会なり、この報告をしっかりしていただいて、議会もこの金額に対して、私なんかはほんまにいつも予算特別委員会でも数字細かく言うてんのに、こんな大まかに244万円と言われても、ほんとにこれが正しいんかどうかというところの判断に関しては、すごくずっともやもや感が残るわけです。でもそこをしっかりと行政側で、この金額で妥当だったんだということも含めてしっかりと話をしていただければ、議会としてもある程度この受け入れたことに対しても理由がつくと思いますので、そういったことも含めてしっかりと市長のほうには再発防止の、特に原因の調査も含めてしっかりとやっていただくということを要望させていただきます。

以上です。

**松林副委員長** それでは、ここで梨本委員長と職務を交代します。

(正副委員長交代)

**梨本委員長** それでは、ほかに何かご質疑ある方おられますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第49号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時30分

**梨本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。この会期中の委員会で

審査すべき案件について、事前に協議会を開催し協議をしており、今回の委員会では次第に記載しております4つの事項を議題といたします。また、この委員会の終了後に11月の役員改選までに調査すべき事項等をご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

それでは、1、景観に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

安川都市整備部理事。

**安川総務部理事兼都市整備部理事** 都市整備部、安川でございます。どうぞよろしく申し上げます。

調査案件となっております景観に関する事項についてご説明申し上げます。

本日、説明申し上げます葛城市景観条例及び葛城市景観計画につきましては、条例制定及び計画策定時にご説明している内容と重複するところもございますが、改めて景観条例及び景観計画の目的や内容、また重点景観形成区域に立地している有価物事業者に対する市の対応状況などについてご説明申し上げます。

詳細につきましては、この後、葛城市景観計画の概要版に基づき、担当課長より説明申し上げます。

**梨本委員長** 奥田都市計画課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田です。よろしく願いいたします。

初めに、葛城市景観条例制定及び景観計画策定の経緯のほうからご説明申し上げます。

葛城市では令和2年3月に葛城市景観条例を制定し、令和2年5月1日より奈良県下で7番目の景観行政団体として奈良県より権限を委譲され、葛城市全域を県の一般区域としての基準を引継ぎ、景観行政事務を行っております。また令和3年3月には、景観行政団体が策定することができる葛城市景観計画を策定し、周知期間を経た令和3年10月1日より葛城市独自の基準を定めた重点景観形成区域についての景観形成事務を行っているところでございます。

次に、葛城市景観条例に基づく届出基準の内容や葛城市独自の基準である葛城市景観計画における重点景観形成区域の内容についてご説明申し上げます。

景観行政団体に移行するまでの葛城市では、奈良県の景観条例に基づき、奈良県の一般区域として一律の基準で景観行政事務が行われておりました。このため、葛城市では葛城市らしい景観行政事務を行うことを目的に景観行政団体に移行するため葛城市景観条例を制定、その後に策定した葛城市景観計画において葛城市独自の基準である重点景観形成区域のその範囲とその基準を定めております。

本日お配りの葛城市景観計画の概要版の1面目には、その基本理念や基本目標を記載しておりますので、ご覧いただけたらと思います。

次に、概要版を開いていただきますと、重点景観形成区域の設定についての記載がございます。向かって左側には重点景観形成区域として二上山・葛城山地眺望地区の区域の範囲を赤の斜線で記載しております。区域設定は山麓線の両側10メートルの範囲及び山麓線から西側の金剛葛城山麓景観保全地区及び金剛生駒紀泉国定公園に指定されていない区域を重点景観形成区域として指定をしております。

この重点景観形成区域を指定するに至った経緯でございますが、市民アンケートや市民参加型のワークショップを開催し、山麓線から見上げる二上山から葛城山までの山並みの景観が葛城市にとって大切な景観であるとのご意見に基づきまして、特に建物の高さやその色彩について独自の基準を設けております。その基準につきましては概要版裏面の景観形成基準に記載されておりますので、ご覧ください。

次に、届出の対象となる規模でございます。概要版を開いていただいた右側に届出の必要な行為として記載しており、表中の左側が一般区域としての基準、表中の右側が葛城市独自の基準である重点景観形成区域の届出基準となっており、一般区域における届出基準より少し厳しい基準となっておりますので、ご覧いただけたらと思います。

最後に、現在、重点景観形成区域となっている山麓線沿いで業をされている有価物事業者の行為が景観法、また景観条例のどのような届出基準に該当するのか、また具体的に市が有価物事業者に対して行った対応状況についてご説明いたします。

有価物事業者が行う行為が景観条例ではどのような届出対象になるかについてでございますが、概要版を開いていただいた右下に記載のその他の届出対象の一番下でございます、屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積が届出の対象となります。このため、有価物事業者が重点景観形成区域において有価物の堆積を行う場合、行為地の面積が1,000平方メートル以上、またはその高さが2メートルを超えるものについては、市に対して景観条例に基づく届出が必要となります。

なお、重点景観形成区域の基準が適用となったのが令和3年10月1日からのために、それ以前から業を行っている事業者に対しては一般区域の届出基準が適用され、令和3年10月1日以降に業をされた事業者については重点景観形成区域の届出基準に従い、その規模を超える場合については葛城市に対して届出を行ってもらうこととなります。

また、景観法では事業者からの届出があるまでは堆積の高さを確認するために行為地に立ち入る権限がございません。このため、堆積の高さが基準を超えられる事業所についての立入りについては、その事業所に承諾をしてもらわないと立ち入ることができない状況です。

これらの有価物事業者に対して、葛城市では都市計画課と環境課と合同で今年の5月に山麓線沿いの事業者を訪問し、葛城市景観計画により山麓線沿いが重点景観形成区域となっていることや、届出基準を超える場合は市に対して届出が必要となることをお伝えしております。併せて、景観形成基準の面から、塀の外側に積まれた有価物を敷地内に入れてもらうことや、有価物の高さを極力抑えてもらうこと、また環境の面からは、積み降ろしの際に出る音についても注意してもらうようお願いし、その後それらの件については改善していただけたところもございます。

山麓線沿いの有価物事業者については、現時点では景観条例に基づく届出が提出されていないため、その規模が実際に届出基準を上回っているかどうかについて判断することが難しいですが、他法令において違法な行為は見受けられず、また訪問した際の感じでは周辺住民とのトラブルを避けたい思いが強く、市からの訪問に対しても真摯に対応していただいている

るところでございます。

今後も葛城市としましては、都市計画課と環境課とが連携を取りながら、届出基準を超え  
られると思われる行為が見受けられた場合、事業所を訪問し、景観が改善されるよう周知してい  
きたいと考えております。

最後になりますが、景観法の大きな目的としましては、景観は人々の生活や経済活動の中  
で変化していくもので、新たに生まれる景観が今までの景観となじむよう緩やかに誘導して  
いくことが目的であり、特定の事業者を排除することを目的としたものではございません。

以上、簡単ではございますが、景観に関する事項についての説明とさせていただきます。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**梨本委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等はございますでしょうか。

西川委員。

**西川委員** お疲れさまです。また昼からもよろしくお願いいたします。

今、説明ありましたが、まずはこの条例に、対象となっている建物とか工作物とかあ  
るんですけど、この条例に例えば違反というかしてるという罰則というのがまずあるかどう  
かというのと、それとあと例えば建物とかやったら、これ届出出す際に色とかマンセルとか、  
外壁の色とか例えば屋根とかもあるんかもしれないですけど、例えばこの屋外における有価  
物とかの件については、これ何かそれ以上積み上げないでくださいねというのか、そういう  
例えば仮囲いをするとき、その色をそういう景観に合った色に下さいよとか、そういう  
何かしらあるかどうかというのを教えてほしい。その2点教えてください。

**梨本委員長** 奥田都市計画課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田です。

まず、この景観条例、景観計画において罰則があるのかというところなんですけども、現  
時点では罰則事項等の記載はございません。

あと、この有価物事業者に対して、今言われた外壁の色、これの色合いにつきましてはこ  
の概要版ではちょっと載ってないんですけども、その周辺の色になじむようにというところ  
ら辺の規定がございまして、それがうちの言うところの自然系景観の色彩基準というのがご  
ざいます。その中の外壁の色に収まるような形で指導しているところではございます。

以上です。

**梨本委員長** 西川委員。

**西川委員** ありがとうございます。罰則はないということで、ちょっと条例の緩いところが出てるん  
かなとは思いますが、それはこれから考えていくとして、有価物のときに例えば外壁は  
あるところとないところ、いうたらそのまま置かれているところもあるわけじゃないですか。  
だから、それ以外に例えば外壁がないとかいうのもあると思うんですよ、もう置かれてるだ  
けやったらね。そこに例えば環境のことを考えたら、こんだけのこと、堆積物が2メートル  
を超えるんやったら植栽を周りに植えなさいとか、例えばですよ。何かしらそのというの  
はないんですかね。今もうほんまに外壁というか、仮囲いをされるときだけその色を指導され  
ていると。今、届出がない状態やから何とも言えへんと思うんですけど、そやからその辺の

ことも何かあるのかなというところ、今考えていけるのかなというところをお聞かせ願いたいです。

**梨本委員長** 奥田都市計画課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田です。

今、西川委員がおっしゃられた内容につきましては、葛城市景観計画の中のこの本編のほうになるんですけども、本編のほうの重点景観形成区域における景観形成基準の中に記載されている内容がございます。その中の物件の堆積の中につきまして記載されている基準がございまして、ちょっと読み上げさせていただきますと、「道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配置すること。高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。行為地周辺の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路から遮へいを行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること」。あと、「行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること」。あと最後に、「塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。」と記載されておりますので、まずはその部分につきまして届出があった場合については、その辺指導させていただいて、なじむような形でうちのほうとしては業者とのやり取りを行うという形になると思います。

以上です。

**梨本委員長** 西川委員。

**西川委員** 今聞いたら本当に結構しっかりした基準というのが設けられてんねんけども、その届出というのがないから、やっぱりそこに、例えば2メートル超えてる場合もあると思うんです、いつときね。そやけど、そこはまた何というんですかね。そやから、この基準というのをできるだけお願いベースでしか言えないわけじゃないですか、届出がなかったらね。そやから、そこら辺の基準というのをもうちょっと市としても、やっぱりあそこの重点景観形成エリアというところやねんから、届出ない場合でもちょっとお願い、お願いになるんかもしれへんんですけど、こうしてくださいというようなことを何かできたらなと思うんですけどね。これ言いつ放しになるんですけど、その辺、難しいところやと思いますわ。難しいところやと思うんですけど、やっぱりそこを力入れていかんと、いろんなことの、周りからの苦情とかが出てきて、その人らは商売してはんねやから、そこで商売する権利は奪われへんと思うし、そやけど市としてもそれを誘導、景観を保ってそこで地域に愛されながらも商売していくと、事業をしていかはるというんやったら、そういうふうな促し方をきっちりしていったほうがええんかなと。ほんで、できるだけ届出をして、そう言うて2メートルをちょっと超えてたとか、そういうふうに見られる場合やったら届出をしていただいて、ほんできっちりと今みたいなのをしていただけるように持っていければなと、これはほんまにもうちょっとかなり結構労力要ることやと思うんですけど、お願いをしておきます。

以上です。

梨本委員長 ほかにございますか。

吉村委員。

吉村委員 今、配付していただいています葛城市景観計画（概要版）につきまして、1個だけ質問です。一番最後のページ右下なんですけど、二上山・葛城山地の主要な視点場というのがあります。この視点場についてお伺いしたいんですが、例えばこればつと見たときに、例えば京都の寺院なんかで庭園越しに見える借景のようなものがありますが、そういったような意味合いなのか、あるいはその場から見える景色とかそういうふうなものなのかということ。それからあと、恐らく葛城市の象徴的な場所が選ばれているように思うんですが、選定理由について。それからあと、方向とあと幅も幅広く取られてるところと狭いところがあるんですが、その意味についてちょっと素朴な疑問なんですけど、教えていただけたらと思います。

梨本委員長 奥田都市計画課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

まずこの視点場の件でございますけども、この視点場につきましては、一番最初に住民のほうに無作為にアンケートを取らせてもらったりとか、あと景観まちづくりワークショップなどでいただいたご意見に基づいて、葛城市にとってここから見る景色、要は景色が代表的な景色じゃないのかということら辺で選定をさせていただいているというところなんです。

あと、この幅に違いがあるというところなんですけども、先ほどもちょっと申し上げさせてもらったんですけども、当初の予定としましては山麓線から西側の金剛葛城山麓景観保全地区及び金剛生駒紀泉国定公園に指定されていない、要は市街化調整区域の辺り部分ですけども、ここについては何の規制もないという状況やったので、まずここについてその建物の高さであるとか、その建物の色合いであるとかをまず何か規制できないのかということら辺で、ワークショップをまず始めさせていただきました。その後、そこをつなぐ山麓線沿い、これについても連続した中で景観を保つべきじゃないのかと意見が出ましたので、これについては追加で追加させてもらったので、その道沿いについては細い形になってまして、当初思ってたところについては道が広い形でエリアを設定させていただいているというところでございます。

以上です。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。ありがとうございます。近江八景ならぬ葛城八景みたいな意味合いだというふうなことでまた理解させてもらいました。こういう定点観測という意味でも、やっぱり守っていかなければならないなということ、思い新たにいたしました。ありがとうございます。

梨本委員長 ほかにございますでしょうか。

増田委員。

増田委員 今の説明の中で、ワークショップでいろいろとご意見を頂戴してということで、議員の中からも谷原委員、奥本議員等がワークショップの中でいろいろとご意見も述べられてたというふうなことも記憶しております。当初はちょっと違ったところからのスタートだったと

いう認識をしてるんですけども、今、議論の中では、有価物の資材置場について非常に問題が増えてるというふうなことで意識をされて、それに対してどうかこうとかというふうな議論をされてるんですけども、私、この有価物の資材置場というその前提に建てられるときの要件としては、資材置場としての要件で開発行為といいますか地目変更されてる。その辺までを資材置場に対する（有価物置場を含む）というふうな、ちょっと幅の広い視野でこういう規制といいますか、条件といいますか、整えとくべきかなと。これ、違う有価物置場じゃないものを置かれたときには対象外になってしまうんで、私はもう広い意味で資材置場としての規制、考え方というのをちょっと頭に入れといていただく必要があんのかなというふうな気がします。

2つ目は監視体制について、都市計画課と環境課ということでいろいろと企業に調査なり入っていただけてますけども、やっぱり県、それから警察、もしご協力いただけるようでしたら、そういった体制も依頼されるべきかなというふうなことも考えるんですけども。それからもう一つ、3つ目には、特に166号線、山麓線から上の部分については、非常に當麻寺参道も含めて景観に配慮する街並みであるというふうなことがこの計画の中にもうたわれています。私、ちょっと懸念すんのは、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針と、こういうふうにならうたわれています。これ大事やなと思うんですよ。竹内街道の街道筋にある、そういう100年以上の建物を今後どう見んのかと。見方によっては、これ空き家として撤去せよというふうなことなんか、いやいやこれは重要文化財級の建物やから市が買い取って博物館にすんねんとかリニューアルして民間に貸すねんとかというふうなことも、山道の中では一部そういう家屋の再利用されてるようなところもあるんですけども、その辺のところもちょっと整理をしていただかんと、私この景観を悪くしてる1つに、管理をされてない危険を伴う空き家も対象になってくると思うんです。ここはあんまり意識されてないんで、その辺のところもちょっと、この周辺の重要な建物ということで、今後の残し方といいますか、景観法第8条第2項第4号の関係と書いてますけども、この辺のところもしっかりと力を入れて景観計画を進めていただきたいなと思いますんで、よろしくお願いします。

**梨本委員長** 答弁よろしいですか。

奥田都市計画課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

増田委員のご質問、まず1点目でございます。資材置場に対して、有価物を含めた中でというところら辺の規制でございますけども、先ほども申しましたように、その景観法の中でその規制をするというところら辺がなかなか難しいところがございますので、何かそういう方法があるのかにつきましては研究させていただきます。

2点目の監視体制でございますけども、現状、先ほども言いましたけども、その有価物事業者が何か法的に違反してんねんとか、例えば建築物を違法に建てたとか、そういう場合については当然、県の建築課が動くことでありましようし、その何かあかんもんを流したとか、そんなんについてはまた環境の部分が動くのかなと思うんですけども、そういうどこか1か所じゃなしに、これも連携を取っていかないと、なかなか取締りという言い方は変ですけども、

そういうところら辺で指導するのは難しい面がありますので、これについてはそういう関係部署と連携を取って、今後もそういう状況を見守っていきたいなと思っております。

あと、重要建造物とか重要樹木、これについては今現在、届出等がございませんので、実際出てきた場合については、今後、その樹木とかその建物に対しての取組については、またその届出者とも協議しながら進めていきたいなと思っております。

以上です。

**梨本委員長** よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

松林副委員長。

**松林副委員長** この山麓エリアに来る有価物を扱ってる業者、ここらは来るときに、葛城市に入ってくるときに、この景観条例というんか、高さとかそこら辺のところはご認識なんか。最初にこちらに転居してくるときに、そういうところというのも最初でご説明なされるんかなというところが心配、知ってはるんか知らはらへんのかというところですね。そこらの周知方はどうなんでしょう。

**梨本委員長** 奥田都市計画課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田です。

松林副委員長のご質問の高さは周知されてるかというところなんですけども、現時点でその有価物事業者として業をされてるところについては、当然うちとしては直接出向かせていただいて、その旨のパンフレットを渡したりとか、この高さを超える場合については届出が要りますよとか、そういう形の周知はさせていただいています。

あと、実際、今後来られる事業者の方がご存じかどうかというところなんですけども、この内容につきましては市のホームページでも上げさせていただいてますし、そういう事前に相談がありましたら、景観に関する事項についての説明も積極的にさせていただきたいと思っております。

以上です。

**梨本委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** あくまでもこの条例に対して拘束力とかそういうものはない。あくまでもお願いレベルというところで、やはり今後こちらにもしそういう有価物を扱う業者等が入ってこられるときには、円滑にここらも周知徹底をしていただけるように、来られるときにはぜひともここらもしっかりとご説明いただいて、ご納得いただけるようによろしくお願い申し上げます。

**梨本委員長** ほかにございますか。

西川委員。

**西川委員** ちょっと教えてほしいのが、さっき増田委員からも出ました當麻の参道とか竹内街道なんですけど、あそこは舗装でも自然色舗装をしたり、いうたら電信柱も茶色やったりとかしてますやんか。あれは風致地区じゃないじゃないですか。いうたら葛城市は風致地区はないけど、あれはそやからどういった、この条例にのっとってやってんのか、いうたらどういうあれでやられてんのかというのを1つ教えてほしいのと、あと竹内街道は多分、日本遺産されて来年また見直しやと思うんですけど、その辺また、これちょっと話が変わってきます

かね。

**梨本委員長** そうですね。

**西川委員** ちょっと違いますね。それはほんならいいですわ。取りあえず、あれはどういうあれ、この景観条例にのっとってやられてんのかというのを教えてほしいな思います、舗装とかね。

**梨本委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田です。

今おっしゃられました竹内街道であるとかその當麻参道のカラー舗装については、この景観計画なり景観条例が策定される前からの施工になっておりましたので、その歴史街道的なものなのか、地元からの要望があったのか、ちょっとその辺は範疇外で分からないんですけども、直接この景観条例、景観計画に基づいて施工されたものではないかなと思います。

以上です。

**梨本委員長** 西川委員。

**西川委員** 今度、条例やるんやったら、やっぱりあそこはここに歴史的なと、歴史と文化を理念で書かれてるところがあんねやったら、やっぱり葛城市でも日本遺産にも竹内街道は登録もされてますし、より重点景観形成エリアの中でもまだもう一つ景観というのを大切にしていかなんところなんかなというものあるんで、その辺、またこれ変えられるとき、そやからどういう理由でなってるか分からんと今おっしゃったんで、やっぱりちょっとそういうふうに、今度、アスファルト舗装でも補修せんんとき出てきますやんか。そういうときにもうきっちり、ああこういう形でそこはこの自然舗装でやらなあきませんよとか言えるようにしといたほうがええん違うんかなと思って、今、意見をさせていただきました。その辺答えれるんやったら、そこのエリアをもう1個もっと力入れていくようなエリアに変えることができるんかなというのをちょっと。

**梨本委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

今、西川委員おっしゃられましたエリア、竹内街道であるとか當麻参道であるとか、こういうところにつきましては、あと新庄の陣屋町とかその辺もあるんですけども、この景観計画をつくる前段にそのアンケートに基づいて、その景観形成指針というのを一旦作成させていただいてます。その中で、歴史的な街道という中で何か所か候補が挙がっておりました。そういうところもございますので、今後そういう地元住民のほうからもそういう意見がございましたら、それについてこの新たに重点地区に入れていく形についても検討できるかなと思います。

以上です。

**梨本委員長** 西川委員。

**西川委員** ありがとうございます。規制を厳しい厳しいしていったら、また困る人ももちろん出てくるといいうのもあるんですけど、そうやった形で歴史、やっぱり葛城市は歴史と文化を推してやるわけなんで、そこがやっぱりその街道とかを重点エリアということも、住民の意見も聞きながらまた考えていってもらえたらなというところでございます。

以上です。

**梨本委員長** ほかにございますでしょうか。

松林副委員長。

**松林副委員長** この一番最後のページで二上山・葛城山地の主要な視点場というところで、これ実際問題、その視点場に行って、その景観、その方向の眺めが非常にすばらしい、美しい景観が目に入ってくるということやと思うんですけど、実際問題、その場所に行ったらステッカーか何か貼ってあるわけですか。例えば、今、ステッカーというお話しさせてもろたんですけども、例えばその有価物を扱う業者、ここらは本当に環境にも配慮して非常に良好な管理をしておられるという、そういう会社に対しては、これは優良な団体ですよと、しっかり環境にも配慮して事業を進めておられますよということで、例えば葛城市の蓮花ちゃんでも結構やけども、何かステッカーを貼ってもらうとか、そういうようなもんもええんやないかと今ちょっと思うたんですけど、この視点場のところ、これどうなんですか。何か場所行ったら分かるんですかね。

**梨本委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

松林副委員長のおっしゃる視点場の件でございます。これにつきましても、景観ワークショップの中で、ここで定めるだけやなしに、今後の活用方法についていろいろご意見をいただきました。例えば、その視点場に指定されているところの地面のところ視点場みたいな形のプレートを埋め込むであるとか、そういうところら辺の一覧表みたいなものを、その観光部局と連携しながら分かるようにするとか、そういう形のご意見をいただいておりますので、それについては今後、検討を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

**梨本委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 例えば、先ほど僕の提案させていただいた事業者に、本当に環境に配慮してしっかりと事業をやってますよいうところに例えばステッカーを貼ってもらうとか、隣の人間国宝じゃないけども、そういう形で貼るとかいう方法も1つあるんじゃないかなと私は思うんで、ここらはどないですか。

**梨本委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田です。

環境面の配慮等々につきましては環境部局とも相談しないとあきませんので、その辺、横のつながりの中で検討を重ねたいと思います。

以上です。

**梨本委員長** よろしいですか。

**西川委員** はい。

**梨本委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

次に、2番、公共施設マネジメントに関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より説明願います。

東総務部長。

**東 総務部長** 総務部、東でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、調査案件2つ目の公共施設マネジメントに関する事項についてご説明を申し上げます。前回の総務建設常任委員会協議会と重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願いいたしますと思います。

まず、本市におきましては、昭和50年代にかけて人口の増大する行政需要に対応するために、学校施設をはじめといたしました各種公共施設や道路、または橋梁等のインフラ施設を整備し、市民の生活基盤や産業基盤、また様々な活動拠点として役割を果たしてまいりました。しかし、多くの公共施設につきましては更新時期を迎えるとともに、時代の変遷等もございまして、市民から求められる機能も変化しており、それに応じた的確な対応が必要となってきております。平成16年の2町が合併し、旧町時代にそれぞれ公共施設を整備してきた背景がございます。集客施設、社会福祉施設、公民館等、教育施設が多く配置され、全施設が十分に活用しきれていない部分もございます。

以上のようなことに鑑みまして、公共施設等全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設の最適な配置を目指すために、この葛城市公共施設等総合管理計画というものを平成29年3月に策定しておったところでございます。

この度、国から計画の見直しの要請に基づきまして、その内容等を踏まえまして、5年間の実績を基に計画の改訂を行い、また本年8月には市民皆さんからパブリックコメントを頂戴し、今回の改訂に至ったところでございます。

本日は、その主な改正点につきまして、担当課長のほうからご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

**梨本委員長** 倉田管財課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

公共施設等総合管理計画の改訂につきまして、改訂の概要を作成いたしましたので、お手元のほうに配付させていただいております。この改訂版の主な変更点について説明をさせていただきます。

めくっていただきまして2ページ目をご覧ください。今回の改訂の概要となっております。今回の改訂につきましては、令和3年1月26日付、総財務第6号、令和3年度までに公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項ということを示されておまして、改訂事項を基にその改訂を実施するに当たったものでございます。

改訂の必須事項につきまして、1番、まず基本的な事項でございます。2番目に維持管理・更新等に係る経費、3番目に公共施設等の管理に関する基本的な考え方。

そして、記載が望ましい事項・団体の状況に応じて記載する事項につきましては、1番目には数値目標、2番目には施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、3番目には地方公会

計の活用、4番目には保有する財産の活用や処分に関する基本方針、5番目には広域連携、6番目には地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方がございます。

改訂の必須事項につきましては、主に改訂を行った部分について説明をさせていただきます。

3ページ目をご覧ください。(3)番、施設保有量につきましては、施設類型ごとの保有量について時点の修正を実施しております。

4ページ目に移ります。4ページ目の(5)番目に、過去に行った対策の実績について、集客施設、社会福祉施設等、公民館等の耐震化、庁舎系施設の移転、教育施設の除却等の実績を追加しております。

5ページ目に移ります。(6)番といたしまして、施設保有量の推移でございます。平成27年度末現在での施設保有量、建築年別の施設割合を新たに記載しております。(7)番につきましては、有形固定資産減価償却率の推移につきまして、平成28年度から令和元年度の有形固定資産のうち建物に係る減価償却率の変動と類似団体の平均値を記載しております。

6ページ目に移ります。6ページ目には維持管理・更新等に係る経費についての改訂をしております。計画の進捗や効果等を評価するために、当初の計画の記載済みのものであっても、個別施設計画の内容を踏まえて精緻化を図ること求められておりますので、改訂指針に基づきまして、現在、要している維持管理費の経費、施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み、対策の効果額を記載しております。

最後に7ページ目に移ります。公共施設等の管理に関する基本的な考え方でございます。以前は、ユニバーサルデザイン化について除いたものを記しておりましたが、今回、ユニバーサルデザイン化を追記して、各方針の見直しを実施しております。

以上、簡単ではございますが、主だった改訂事項の説明でございます。先ほど部長からも説明がありましたように、8月1日より1か月間、パブリックコメントを行ってまいりました。市民の方から様々な意見が寄せられ、現在、整理中でございます。取りまとめが終わりましたら、また市のホームページ等で公表したいと考えております。

以上でございます。

**梨本委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等ございますでしょうか。

横井委員。

**横井委員** ちょっと最初から堅いことを言わなければなりません。私、先に言うとかないといけません。非常に総務部の方々は真面目だし優秀な方です。しかしながら、こういうレベルの低次元なものを出されると、恐らくコンサルタントの方がレベルが低いと思われ。まずその辺突っ込み入れます。私は現職のISO監査員であると同時にエンジニアです。はっきり言うときます。

まず、この第1ページ目からおかしいです。こういう書類自体の最新版管理ができてないです。ということは、何月かというのが入ってないわけです。これ、市民から質問があったとき、私たち市議会議員というのはそれなりの回答をしなきゃいけません。そのときは最新版をもって回答しなければなりません。これはいつ作られたもんか分からない。これでは、

分からない分からないになってしまいます。まずこれ最初のページからおかしいです。

それから、これの42ページを見ていただいたら分かると思うんですけど、表6の建物点検12条点検結果とかいうふうに書いてます。43ページの中ぐらい、安全性のところを書いてますね。建築基準法第12条に定められた点検、ビル管理というのは建築基準法だけじゃないのです。今、皆さん、部屋に入ってます。電気、これ100ワット分が14本入ってるんです。こんで1,400ワット入ってるわけです。そこら辺入れると2,000ワットいくわけです。つまり、電気事業法も入ってるのです。さらに、今、私たち空気吸ってます。これは温かい空気とか冷たい空気とか季節に応じて吸ってます。これは空調がされてるという意味です。あそこにメッシュがあります。ここから熱源を伝わって温かい風とか冷たい風が来てるのです。これは、熱源は当然、ボイラー式とか吸収式とかあるように、機械での資格も問われます。当然、労働安全衛生法も問われてくる分です。さらに、この部屋、感知器があります。これは消防法の適用を受けます。つまり、この42ページ、43ページ見たところ、建築基準法の第12条を書いているだけであって、消防法もなければ労働安全衛生法もないし、電気事業法もない、欠落ばかりです。だから、根本的にこの辺が疑わしいです。

さらに45ページ、ここもおかしいです。防災設備というのが45ページの下の方になります。3番目、防災設備の3、非常用照明器具は点灯するか。これは点灯してなければならないのです。わざわざつけて点検にはしてないです。これは当たり前のことなのです。それから5番目、消火器は適正な位置に置かれ、表示板はついているか。適正な位置とは何か。これは配置図があってこそ適正な位置が決まるのです。つまり、それを管理されてなければこの意味が、5番の意味が全くないのです。

さらに、46ページ、ここもおかしいところばかりです。この電気設備、衛生設備、空調設備、これ3つとも法令に関してきます。電気事業法並びにビル管理法並びに労働安全衛生法、それから機械のボイラー技士とか、それから労働安全衛生法もこの空調に入ってきます。まず、この電気設備、おかしいところ第1番目、外部にある場合は除草されているか。これなぜ除草が必要なのか。これは、今、電気設備のことをキュービクルと言うのですが、このキュービクルの中にクモとか入って、その後ネズミとか入らないように、害虫が、そういう小動物が入らないように除草しなければならないのです。なぜこれ除草されてるかというのを問われること自体が変なのです。2番目、受変電設備に、異音、異臭はないか。これ普通の人、入ったら駄目です。法令違反です。5番目、分電盤に、損傷、腐食、異音、異臭はないか。こんなん勝手に触ったら駄目です。開けても駄目です。

**梨本委員長** 横井委員、ちょっとまとめていただけますか。

**横井委員** ほんなら、この46ページ、アウト。45ページ、アウト。42、43ページ、アウトです。

**梨本委員長** それ、どういうふうなことを……。

**横井委員** 要するに内容自体が全然法令を満たしてない、コンプライアンスを満たしてないです。根本的にネクストワンで作り直し。

**梨本委員長** 分かりました。これが法令違反の書類であるということで、一度、理事者側に問うということによろしいですか。

**横井委員** 当然、こんなもんをまともな人に見せられない。そのレベルですよ。だから最初、まず名誉は守りました。だけど内容は駄目、はっきり言うときます。

**梨本委員長** 倉田管財課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。先ほどの横井委員の質問にお答えさせていただきます。

この葛城市公共施設等総合管理計画は、平成29年3月に策定されたものでございます。今回、国の指針の通知により、あと5年間の実績等によって、今回、概要のとおり改正をしたということでございますので、その部分は前と一緒にというふうになりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

**梨本委員長** 横井委員。

**横井委員** だから先ほど言いましたネクストワン、次のときには真面目なもんを出してください。よろしく申し上げます。そうしないと見せられない、こんなもんはアウト、アウト。法令を全然満たしてない。

**梨本委員長** 横井委員、これ自体が法令違反をしている、この書類自体が法令違反をしているという指摘でしょうか。

**横井委員** 法令を満たしてない。

**梨本委員長** 満たしてない。その点について、法令を満たしてるか満たしてないかということ、管財課長、答えられるんやったら。

倉田管財課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。

これはあくまでも葛城市公共施設等総合管理計画の概要でございますので、それぞれ各施設の維持管理につきましては、それぞれその法令に基づいて各施設の長が適正な業者を選んで適正に管理していくというふうになっておりますので、一切合切全部ここに載せてしまいますとかなりの量というふうにもなりますので、その辺ご理解いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

**梨本委員長** 横井委員。

**横井委員** 誠にそのとおりです。焼却場は焼却場の法律があるし、この庁舎は庁舎のがあるし。でもこの書類は満たされてない。この先ほど言うたページは駄目です。これは概要としてはええかもわからないですけど、これを実践で使っていただくと納得できないです。これは監査請求にも及びます。その点はっきり理解していただきたいです。法令違反、あれはあれ、これはこれですが、いけないものはいけないのです。もっと具体的に言いますと、資格がなければものは使えないのです、ビル管理は特に。社会への反発です。

**梨本委員長** 答弁よろしいですか。先ほど管財課長がおっしゃられたように、これは点検マニュアルですので、これ自体がこれに基づいて法令違反してないかということ、各施設の保守点検の書類があるというふうに先ほどおっしゃっていただきましたので、それ以上のところはまた横井委員のほうが必要だということであれば、また担当課のほうでご確認いただければと

いうふうに思います。

ほかに何かご質問ございますでしょうか。

増田委員。

**増田委員** これ、平成29年3月に策定されて、私らもそのときに、ああこれで管理計画を立てていたのだいたんですねということで一応評価をさせていただいた資料です。それに対して法令違反であるという発言は、私、聞き捨てならん。そうじゃないというのであれば、市長、副市長、これ法令違反と言われてることに對してご説明していただく必要があんのかなというふうに思います。

**梨本委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 聞いておりますと、このままで点検したのであれば、それは法令違反ですよという行為のことをおっしゃったのかなと。このマニュアルというか、計画自体が法令違反という意味ではないと私は解釈しております、公共施設等総合管理計画自体がその法に触れることは恐らくないと思います。その後、じゃあこれだけだったらさすがにまずいよねと、ちゃんとしてるんですよというご指摘だと思いますので、そこについてはしっかり施設管理者が法令に基づいて適正に管理していけばいいのかなというふうに聞いておりました。

**梨本委員長** 増田委員。

**増田委員** これ以外にそれぞれの部署でそれぞれの施設に対する法令遵守した管理マニュアルは点検はされておるといふふうに理解をしました。

ちょっと中身です。改訂概要の2ページです。下の段、⑤に広域連携と、こういうふうに入ってます。先日、広域の公共施設の利用云々という文書が、あまり過去に想定してなかったようなプランが入ってきた。従来から公共施設マネジメントに関してどうしようよと、これようけ施設あんの淘汰していく必要があんのかな、ないのかなとか、葛城市としての範囲でどうするこうするという議論をずっとした中で、この広域連携という言葉がにわかに出てきて、今後のこの総合管理計画、公共施設マネジメントのプランを揺るがす、揺るがすというたら失礼ですけど、ええにつけ悪いにつけ、これを置いといて議論でけへんなど。ほんならもうその2市4町ですか、そこにそれぞれの公共施設の、こんだけあんなんというリストをぼかんと入れてがらがらぶんするみたいな話に持っていかんなんのかなと。私、この広域連携という考え方と今後の葛城市の公共施設マネジメントの整理をどう考えておられるのかお聞きします。

**梨本委員長** 倉田管財課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほどの増田委員のご質問、公共施設の広域の関係でございますが、7月に協定を結びまして、大和高田市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町で公共施設の一部施設につきまして共同で相互利用していこうという協定を結びました。市民の公共施設の相互利用を進めるために7市町で施設予約を県のe 古都ならを通じまして予約できるというところを推進していくものでございます。あくまでもこれは協定を結びましたのは10月から3月の社会実験というふうになっておりまして、今後この公共施設等の相互利用につきましては、

これからまた勉強等を重ねていくというところでございます。

以上でございます。

**梨本委員長** 増田委員。

**増田委員** これから広域連携ということも、今まで以上に、そこに視野を入れながら今後の公共施設の管理計画を、ちょっと修正が入ってくると思うんですよね。大きな方向というか、今までと違うということだけ、変わってくるよということですよ。そういうふうに頭にイメージしていいんですかね。自賄いでやろうという考え方と、いやいやもう今後この膨大な8億9,000万円やったかな。年間の維持管理に係る費用が、それを広域利用によって圧縮できるという方向にかじをやや左に取る、左か右か知らんけど、という方向にちょっとシフトしてくるんですかね。市長、どうですか。

**梨本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** ありがとうございます。今回、新しい要素が入ったのは事実でございます。ただ、施設としては文化施設と体育施設の2施設を7市町で一応実証実験という形でさせていただきます。その実証実験の結果を踏まえながら、今後どうするのかという次の議論に入っていきものやと思います。ただ、今の段階で現実はどうしますという話にはなっておりませんので、これから検討を重ねていく1つの大きな要素であるということ、今回この中に入れさせていただいたというところでございます。よろしく願いいたします。

**梨本委員長** 増田委員。

**増田委員** いずれにしましても、當麻庁舎の複合化、これも先ほど市長言われた文化施設というものを今後どうすんねんという考え方の中で、存続なんか淘汰なんかというところにこの他市との連携ということも頭に入れるとすれば、縮小ということにたどり着くんかな、根拠としてね。縮小しても近隣の施設で賄えることができるかというふうな方向に、ほかに立ててる計画、今後の方向に大きな影響を与えるような要素が加わったなということだけ、市長もおっしゃられましたし、私もそのように感じましたので、そういうことやということですね。ありがとうございます。

**梨本委員長** ほかにございますか。

西川委員。

**西川委員** 増田委員の関連の質問なんですけど、協定を結ばれたんですけど、これもいろいろ思うところがあるんですけども、まずこのさっきの7市町というのはどういう単位かということのもちょっと分からへんし、それとさっきも増田委員も言うてはったけど、維持管理もそうなんですけど、今度、大和高田市とかいうたら体育館とか建替えはるとかもあると思いますねやんか。ほんならその辺の施設の建替えのときの予算とか経費とか、その辺とかもどういうふうに今度考えていくんかなと。いうたら、これですわ。ほんまにこれにかなり影響してくる話なんで、その辺どういうふうに葛城市として考えて、実証実験、実証実験言うけど、そこまで考えての話なんかなと思ってるんです。そやから、その辺をちょっと教えていただきたいなと思います。

**梨本委員長** 倉田管財課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしくお願いたします。

この7市町、先ほど言いました大和高田市はじめ7市町の枠組みの話でございますが、これ、昔、県が広域化の音頭を取られまして、北、南、東、西みたいな感じでブロックをつくられて、その1つがこの大和高田市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町というふうになっておりまして、ほかの地区については今はとん挫しているところでございますが、この7市町についてはまだ継続して協議を進めていて今回に至っております。公共施設の考え方もあるんですが、今回につきましては、施設の管理運営をしております関係上、稼働率の改善や利用収入の増加、柔軟な対応をすることによって、住民の近隣の施設の利用が広がるというサービス向上を目的に社会実験を行っているということでございますので、ご理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

**梨本委員長** 西川委員。

**西川委員** 今、ほんならサービス向上とか稼働率を増やしていこうというところに、今、実証実験で考えられてると。ほんで、行く行くは恐らくその施設の共有、建替えの話でも予算もどうしようかということも考えていかれると思うんですけど、僕、すごくいいことやと思うんですけど、こういう隣市町でこうやって連携していくのはいいんですけど、何か急にこうやって話が出てきたときに、スポーツゾーン、僕ちょっとずっとお話をさせてもらってるときに、いうたらあそこの体育の施設が今度、大和高田市に体育館ができるとしますよね。そこの連携もできるんやろうなとか思ったりもしてて、そやけど葛城市で今考えてるのは文化施設と体育館という話もあったし、その辺の何かその選定の仕方というか、そういうのも何でそうだったのかなというのを教えてほしいです。今のその実証実験の、何でその施設になったのかなというのを。

**梨本委員長** 倉田管財課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。

施設の選定につきましては、葛城市におきましては体育館、文化会館等のホール、あかねホールも含めてホールですね。特に個人的、数名の団体で使うというような施設ではなくて、大勢事が使うような施設になっております。従来から大勢で使う場合については、本当に市内の人間だけで使ってるのかというお話もございまして、市内の人間でないのにもかかわらず市内の人間だけだよというような使い方を無理からにされてた。葛城市において、今の施設は別に市民、市外問わず使っていただいているんですけども、ほかの市町についてはそういうのがちょっと駄目だという場合もございまして、苦労しながら借りたり貸したりというのがありまして、これを改善するために正当に使っていければということで、大きい施設、ほかの市町につきましても大きめの施設、こういう体育館とかホールについて今回選定されて実施に至るとい形になっております。

以上でございます。

**梨本委員長** 西川委員。

**西川委員** ありがとうございます。香芝市については1施設やったりとかしますし、だからその辺の

バランスも全然何かどうなってたのかなというのがあって、今の話聞いて分かるんですけど、確かに市民の方に、今は基本的にはこういう公共施設、ホールとかを使っていただくと、これは第一前提ですわね。そやけど、僕もずっとこの運動施設、あそこをもっと使い方を考えていって幅広く考えていけたら、市外の人も来てもらってと思ってたところ、こうやってほんと市長が協定を結んだらいけるもんなんやという、何かその辺も、まあでもそれはそうですよね、トップやから。もっと僕らの市長に訴えてるこの気持ちも分かっていたら、この新町スポーツゾーンとかというところも力を入れていっていただければなと思ってるんです。だから、市長、お願いしておきます。その辺も市長がばんと行けばこうやって協定結んでいけるんやなという、僕はもう感心はしたんですけどね。そやけど、反面ちょっと僕たちの意見というのもやっぱり聞いてもらえたらええかなというところですよ。

以上です。

**梨本委員長** ほかにございますか。

吉村委員。

**吉村委員** 今の7市町について、ちょっとコメントだけ。前から実務者レベルの間でも、やはりこれから公共施設のそれぞれの広域利用ということが大事であるということは前から問題意識を持っておられたかと思います。その中で、自治体によってやはりそれぞれ抱えてる問題も違う中で、その取組方も違うし、それから正直言って熱量も違ってる部分もあろうかと思しますので、取りあえずこの実証実験をしながらその問題点を炙り出さしてもらって、こういうところが問題である、こういうところがハードルがあるぞということをまた見ていただけたらというふうに、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと1個だけ、この総合管理計画案の11ページなんですけど、施設を簡易評価しますよということで、継続運用、更新検討、利用検討、あり方検討と、こういうふうに出てまして、継続運用と利用検討、大体分かんないんですが、特にその利用検討、あり方検討についての意味合いと、次の12ページ、13ページ、14ページ、施設に具体的にあり方検討、利用検討というのが入っていますが、それぞれの施設によって例えばあり方検討1つ取っても意味の使い方が違うのかと。個別の施設はどうですかというふうなことを聞いているわけではありませんで、この利用検討、あり方検討というものの評価の意味ですね。これをちょっと教えていただけたらと思ひます。

**梨本委員長** 倉田管財課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしくお願ひします。

改訂案の44ページの下の方、(3)に4つの優先順位の考え方というのがございまして、ここに一応、あり方検討は、用途廃止、機能移転を前提に5年以内に検討実施と、更新検討につきましても大規模改修等を前提としながら自動更新の要否を5年以内に検討、利用検討は用途変更、複合利用などを前提に10年以内に検討、継続運用につきましても継続的な運用を前提に10年ごとに方針の概要を再確認するというふうにしてあります。

**梨本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** ありがとうございます。ちょっと聞き方が悪かったです、私。この中で今そういうふうな

カテゴリーにはあくまでも分かれてるんだけど、それぞれの施設によって、例えば同じくあり方検討というふうなことが書いてても、それぞれの問題とするところとかその辺りは個別には違ってくるよというような理解でよろしいのでしょうか。

梨本委員長 倉田管財課長。

倉田管財課長 これ、前の公共施設の管理システムのことでございまして、その実績データを鑑みてこのあり方等は入っております、実際その入ってるデータの入れ方等も変わってくるとこの辺も微妙に変わってくる等もございまして、この記載の在り方につきましてはまた検討したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 ありがとうございます。実はこのそれぞれのカテゴリーに分かれてる中で、ちょっと腑に落ちるともあればそうじゃないところもありましたんで、その辺りを確認させてもらいました。そういう数値のこともあるということで、承知いたしました。

梨本委員長 ほかにございますか。

横井委員。

横井委員 今の吉村委員の分で関連してくるんですけど、42ページの上のほうで施設の評価手順と書いてますように、この手順、先ほど私の発言であったように、表6、この辺がもう全然お話にならるので、それに基づいて44ページのこのあり方検討の表は成り立たない。だから、ネクストワン、次のときはちゃんとしたものを見せてください。よろしくお願いします。

梨本委員長 横井委員、どういうものを求められてるということでしょうか。

横井委員 もうちょっと真面目な評価の手順に沿ったものを見せてください。ビル管理法なんか特にそうです。複合的な法律、コンプライアンスが必要なのです。だから、こんな偏ったものを見せられて納得せえというのは無理。次、ネクストワンを期待する次第です。

梨本委員長 横井委員、不真面目なものを提出されているという前提で我々議論しているとなると非常に問題ですので、ちょっとその発言は……。

横井委員 もっとそれでしたら、ISO的な観点に立ちます。これ全部が駄目だということであれば、ISO的な観点で言うと重大不適合なんですけど、私は最後の3ページ、4ページがアウトと言ってるんです。これは瑕疵、EOBに当たる分です。だから、全体を否定するものではありません。でも、この評価の方法は納得できない。だから、このやり方自体は否定してません。だけど、この辺のページのところは駄目と思ってます。だから、ネクストワンです。

(「納得できるような説明したってくれ」の声あり)

横井委員 説明いただけんねやったら、よろしく。これ、駄目、駄目。コンプライアンス満たしてない。

梨本委員長 倉田管財課長。

倉田管財課長 最後の45ページ、46ページの点検マニュアルでございまして、これは専門知識を持った委託業者が用いる点検マニュアルではございまして、各施設長、私もこの庁舎の管理となっております、その施設管理長が日々の点検をするときの点検表というふうな認識で表現させていただいておりますので、これを法律違反というような形でここに載せているという

ことではないというのをご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

**梨本委員長** 横井委員。

**横井委員** 法令違反とか違反でないというのは我々が決める資格はないのです。先ほど労働安全衛生法とか言いましたが、これは監督署の分野です。だから私は、ここら辺は満たしてないのではないですかというふうなことを言ってると思うんで、それでしたら満たすものを、そのマニュアルを見せてください。評価基準を満たしてほしい。このままでは恐らく評価基準を満たさんでしょう。

**梨本委員長** 横井委員、現在、提出していただいたものを基に話をしていますので、また次回までに理事者側のほうで今日の委員の意見も整理いただいて、コンサルタントの方も含めてちょっと相談していただいた上で、またご返答いただくということによろしいでしょうか。よろしいですか。その結果がどういうものであるかということは、また次回きちっと答弁も含めてご準備いただければと思いますので、よろしく願いいたします。横井委員、それによろしいでしょうか。

**横井委員** 追加で言うときます。納得できないもんがあれば、情報開示請求して、その後、監査請求もしますから、当然です。納得できなかったら。だから、情報としてちゃんとしたもんをネクストワンでください。よろしく。

**梨本委員長** それは個人の議員活動であるとか、直接、市長とお話しいただくとか含めてまた対応していただければと思いますので、この委員会につきましてはそういった個別の内容まで審議する場ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**梨本委員長** ほかにご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** では、私も、ちょっと時間押してて申し訳ないんですけども、1つだけ質問したいことがございますので、暫時、副委員長と交代させていただきます。

(正副委員長交代)

**松林副委員長** それでは、梨本委員長。

**梨本委員長** ちょっと時間も押してる中で申し訳ございませんが、今回ちょっと私、これ5年の改訂ということなんで、中身についてもどんだけ変わったのかなということで、前の協議会でも見させていただいてたんですけども、先ほど吉村委員も指摘されてたように、新たに利用検討であるとかあり方検討であるとかということを書いてあるんですね。例えば、前回に農業者健康管理休養センターなんかは、もう休止施設として挙げられてたわけですよ。ところが今回、利用検討に格上げといたしますか、利用検討になってるわけですよ。それであるとか、今、新庄スポーツセンターなんかはあり方検討になってる。先ほどのお話でしたら、今後の使い方を考えていかんとあかんと言ってるのに、今、耐震化を一生懸命やってはるわけですよ。これ、ここに書いてあることと実際のやってることの乖離が大き過ぎて、私、議員としてどう判断したらええんか分からんのですよ。だから、言ってみたら、ここに書いてあるこ

とを基に、当然、計画を立てて予算を付けて実施していただけるというふうに理解してるんですけども、例えばその農業者健康管理休養センターなんかは、休止施設といいながら3,000万円ぐらいの屋根の修理も付けて消防のこともやって、使えるようになったからか、ここに利用検討となってるわけですよ。こんなやり方したら、全部の施設それでいけてしまうというふうになって、私、本当にこの大目標である総量縮減とか最適化という方向性に進むのかなという疑問がすごくあるんです。これが、全く財政的に問題がない、昨日も一般質問の中で、市長は結構、僕、景気のいい話をしてくださるなというふうに思ってたんですけども、それでいけるんならいいんですけども、前の計画では、毎年3.9億円しか使えないのに対して6.2億円かかると書いてあるわけですよ。毎年それだけ赤字が出ていくという中で、僕、どっかでそういう総量最適化というところに手を付けないといけないと思うんですけども、その辺ちょっと考え方、原課としての考え方、それから市長に、どういう方向で行かれようとしているのかということをご説明いただきたいんです。よろしく願いいたします。

**松林副委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。よろしく願いいたします。

先ほどの梨本委員長の公共施設の管理に関する方針でございますが、あくまでも先ほども申し上げましたとおり、FMのシステムの数値の関係もございますし、これ令和3年度までの施設の状況を鑑みたこの計画でございますので、新庄スポーツセンターにつきましては、このときはまだ令和3年度中でしたので、この4月以降に改修をするというのがまだ決まる前でございますので、こういう表現というふうになっておりまして、農業者健康管理休養センターにつきましても改修等のことも鑑みてこの評価の変更になってるということでございます。

以上でございます。

**松林副委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 新庄スポーツセンターのほうは、これは多分、期日が間に合わなかったんやろうと思います。新庄スポーツセンターにつきましては大きな使用方法に、あり方検討から格上げした状態になってるんですけど、それは避難所施設という考え方が新たに入ったと、災害に対する避難所施設としてやはり必要であるという考え方が入ったということでございます。

旧たいま温泉という言い方になるんですけども、あの施設につきましてはやはり補助金等のまだ処理ができないということで、継続的な利用といいますか維持をしないといけないところから、消防法等のクリアをしないといけない。また、あれは多目的ホールというんですかね。雨漏り等を直さないといけないというような補修が入ったところの表記の変化やろうと理解しております。

委員長ご指摘の総量としてでは特に5年間どうであったかということにつきましては、議員皆様方のお知恵も拝借しながら、當麻庁舎の耐震化ではなく、解体による新たな複合施設、文化センター並びに図書館を含めた複合施設の建設に向かって今、準備を始めているところでございます。それを考えますと、3つの施設が1つになるという考え方に変わっております。

す。それともう一つの課題でありました保育所施設につきましては、これは保育所、磐城第1保育所につきましては、一応今現在、磐城認定こども園、これは幼稚園として建設したんですけども、その利用にかなりの余裕があるというところから、磐城第1保育所のほうは一応解体を将来的にはするという段取りになっておりますので、そちらのほうは総量としてまた1つ減ります。それと、こちらのほうはまだ課題が残っておりますが、當麻第1保育所につきましては、まだ議論を重ねながら、やはり耐震化ではない方向での民間施設等、どの程度の移行という言い方は正しくないんですけども、市民の皆様方のご利用の変化を見ながらということを考えております。それを考えますと、保育所施設は1つは認定こども園のほうに集約される形で、もう一つのほうは民間移行ということですので、2つの施設が減ることです。としますと、先ほど申し上げました旧當麻庁舎、それと文化会館、それと図書館、それと保育所2か所、5か所の施設が1施設に、公共施設としては1施設になるという、これは近年稀に見る総量として集約化をさせる、減少させるという作業になります。

この成果を見ながら、これが果たして葛城市全般にその手法が使えるエリアがあるのかということ、これから更に議論を深めながら、これはあくまで利用者の皆様方、市民の皆さん方がどう判断されるのか、最終的にご利用いただくのは市民の皆様方でございますので、その調整も兼ねながら議論を重ねて、総量としてはやはり減少に向かうべきなのかなという考えは持っております。ただ、新庄スポーツセンターにつきましては、避難所としては、これは特に避難所としてという考え方は、東南海地震を前提とした考え方ですけども、総務省が提示しておりますように、もし大きな災害が来たときに各地方自治体の避難所としての容積といいますか、容量としては不足していますよという評価がございます。ですので、それを考えますと、今現在ある施設で避難所に向く施設は、ある程度の改修をしながら、その時期が過ぎるまでは維持する必要があるのではないのかという考え方を持っております。全般的に答えましたので、果たして委員長の質問に全て答えられたかどうか分かりませんが、行政といたしましては、大きくはそのような考え方で進んでおるところでございます。

以上でございます。

**松林副委員長** 梨本委員長。

**梨本委員長** 今、管財課長と市長から答弁いただいたわけですけども、私、全部ができてへんと言ってるわけではないんですよ。いろんなところで進めていただいているのは分かります。ただ本当に、今も管財課長がおっしゃられましたけれども、ここに書いてあるのは令和3年度までやから令和4年度と考え方は違うと言われて、これ令和4年度から出すわけじゃないですか。そない言われると、どれ見て我々、長期的なことを判断したらええか分からんようになるわけですよ。ですから、そういった面も含めて、例えば避難所としての活用として必要なんやったら、どの施設とどの施設をきちっと残していかなあかんねんと、そうでなかったら、ここにあり方検討と書いてながら、全部継続運用になっていくと思うんですよ。それで本当に市長は総量縮減の方向に向けてというふうにおっしゃっていただいているけれども、これなかなか政治の話になってきて、この総量縮減というのはしんどいと思うんです。ですから、私は基本的には副市長を中心とした総務部長、財務部長ぐらいが中心となって、そう

いった方向性をきちっと示した上でこういった計画にも反映させて、財政計画ともある程度合わせた上でやっていただきたいということをずっとお願いしてるわけです。ですから、今回もここに書いてあることと5年前と違う、更に今年のあり方と既にもう違うという計画に関しては、もうちょっと計画をしっかりと葛城市内で持っていただいて、その上で更新を進めていただくということをぜひやっていただきたいというところでございます。今、私、提言したような考え方、もしあれでしたら副市長、そういうことはどうかなということを聞かせていただけますか。

**松林副委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 総量縮減については市長からも申し上げましたとおり、総論としてはそういうふうになっていくんだろうと思っています。私もこの資料を事前に見ていて、ちょっと皆さんと感覚が違ったのかもしれないですけども、今回、私が意味があったなと思うのは、客観的に示したというのが1つなのかなと思っています。根拠もなく、行政としてこうやっていくんだ、こうやっていくんだという、で、結果はどうなるか分かりませんではなくて、まず客観的にこのやり方が100%正しいかどうかというのは分かりませんが、ある一定の計算方法と言っていいかどうか分からないですけど、出し方で計算するところになりますよ。で、どうするんですかというのが次のページから書いている今後の方向性、ここはちょっと抽象的になっているので、じゃあ実際に具体的に施設はどうなってるんですかというのについてはお答えできてはいないんですけども、なので皆さん、ここの継続運用とか更新検討とかあり方検討という言葉を見られると、私も同じですけど、ああそうなるんだとちょっと思ってしまうがちですけど、まずは客観的にデータで言うところなる。その後しっかりと、そうするのかどうなのかというのをしっかりと行政で判断して、公共施設マネジメントの考え方からしっかりと議論していかないといけないというふうに思っております。

**松林副委員長** 梨本委員長。

**梨本委員長** ありがとうございます。本当に合併効果というのを見通した上で、なかなかこれが総量最適化は私、進んでないと思いますので、この辺しっかりと進めていただくように理事者のほうで考えていただいて、そういったものを計画に反映していただいてご説明いただけたらなというふうに思っております。今後、いろいろと広域という話も出てきてますし、そうなってくると、葛城市だけがたくさん施設があって、外からばかり乗り入れてこられるようなことがあって本当に財政持つのかなという、財政の話ばかりして申し訳ないですけども、市長が昨日おっしゃったような、できるだけ住民のサービスは高くを長く続けたいという思いは私も一緒です。であるならば、そこでしっかりと使う分をどっかのところで減らしていく、その大きなところがこの公共施設の部分でもあるかと思っておりますので、そういったところをしっかりと考慮していただきたいということだけお願いしておきます。

以上です。

**松林副委員長** それでは、梨本委員長と職務を交代します。

(正副委員長交代)

**梨本委員長** ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時10分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

休 憩 午後2時58分

再 開 午後3時10分

**梨本委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、3番、奈良県社会教育センター跡地利用に関する事項についてを議題といたします。本件につき、理事者より説明願います。

高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

奈良県社会教育センターの跡地利用に関する事項について報告させていただきます。葛城市の考えている奈良県社会教育センター跡地を含めた葛城インターチェンジ付近のエリアのまちづくりの方針としては、葛城を感じる滞在型観光の創出と奈良県の中南和観光の玄関口として、広域的な連携でにぎわいのあるまちづくりの拠点という2つの方向性で検討を進めております。なお、現在、奈良県社会教育センター跡地利用のためのサウンディング調査の実施に向けて調整を行っております。近日中にサウンディング調査が実施されることになっております。まだ正式に公表される前の段階でございますので、サウンディング調査の詳細についての説明は控えさせていただきます。

ではこれより、お手元に配付させていただいております資料に基づき、葛城インターチェンジ付近のエリアとしての活用について、企画政策課長よりご説明させていただきます。

**梨本委員長** 勝眞企画政策課長。

**勝眞企画政策課長** 企画政策課の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料に基づきまして、葛城インターチェンジ付近のエリアとしての活用ということで、葛城市が考えております内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、めくっていただきまして1ページでございます。背景というところでございます。こちらは皆様、もう既にご存じのとおり、奈良県の社会教育センターが令和3年4月をもちまして休館となり、市内唯一の宿泊施設がなくなるといった状況でございます。一方で、このエリアにつきましては、関西圏から車で1時間という立地に優れておりまして、自然あふれる県有資産の有効活用というのがこれまで課題となってきました。また、この県有資産を活用するということでは、活用にあたっては地域の活性化でありますとか集客、経済的な面での県全体への波及効果というものも考えていく必要があるというふうにご存じしております。そして、葛城インターチェンジに隣接いたしまして、平成28年に道の駅かつらぎがオープンいたしました。今年で5年が経っておりますけれども、順調に来客者数、年間100万人来客していただいているということで、売上につきましても増加傾向にあるということで推移いたしております。この道の駅かつらぎにつきましては、中南和を訪れる際の県内初めての道の駅ということでございますので、この葛城インターチェンジ付近のエリアにおいて

は大きな役割を持つ拠点であるというふうに考えております。また、市内には国宝ですとか指定文化財を多く有しております當麻寺でありますとか、相撲発祥の地といたしまして相撲館など、観光のコンテンツというのは非常に多く存在しておりますけれども、今後はこれらのいろんなコンテンツを活用いたしまして、観光産業への転換というのが必要であるかというふうに考えております。また、社会教育センターに隣接いたしまして、創業120年を超える市内の老舗酒造会社が今年7月であったかと思えます、移転をされまして新しくオープンをされております。このエリアとしてのにぎわいを生み出せるチャンス、この移転されたことによりましていろいろ連携をさせていただきたいというふうにも考えておりますので、エリアとしてのにぎわいを生み出せるチャンスというふうに捉えております。

また一方で、その社会教育センターにつきましては、現存する施設というのもございまして、老朽化が進みつつあるということ。また、あの土地につきましては平坦地が非常に少ない、かつ広大な敷地があるということ、立地といたしましては市街化調整区域による制限などというものがございますので、今後、その実現可能性の観点からいろいろと検討していく必要があるというふうに考えています。

これらを踏まえまして、社会教育センターを含めました葛城インターチェンジ付近のエリアについて、このエリアを拠点といたしまして、にぎわいのあるまちづくりについて検討をいたしております。

まず、まちづくりの方向性というところでございますけれども、社会教育センターエリアにつきましては、先ほど申し上げました関西圏からのアクセスの良さと自然を最大限に活用して、日帰りの通過型観光から滞在周遊型観光へということで、葛城を感じる滞在型観光の創出というのを目指してまいりたいというふうに考えています。

また、道の駅かつらぎエリアにつきましては、奈良県の西の玄関口として県の中南和の拠点となるようなにぎわいづくり、そして中南和全体の観光入込客数の増加につなげていきたいということから、中南和観光の西の玄関口として広域観光の促進というのを図ってまいりたいというふうに考えています。

2 ページは広域のエリアの位置図でございます。

3 ページでございます。対象地区の位置図、詳細図ということで、黄色く囲っております葛城インターチェンジ周辺地区、このエリアを中心に新たなにぎわいの拠点としてまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。各施設でございますけれども、それぞれ連携をして進めていけたらというふうに考えています。

そして、4 ページでございます。このまちづくりの方向性に対しましてどのような取組をしていくのかというところでございますけれども、主に社会教育センターエリアにつきましては、日帰りの通過型観光から滞在型観光へと転換していくために、自然を生かした宿泊施設の誘致というのを検討いたしております。また、エリア内の中戸新池を活用したアクティビティであったりですとか、道の駅と連携した地産地消、葛城市としてブランド化ということについて、葛城市産のおいしい食べ物などが提供できるよう検討していきたいというふうにも考えています。また、宿泊施設自体の魅力に加えまして、更に泊まりたくなる仕掛けづ

くりといたしまして、夜に何かがあるから泊まるですとか、朝の早い時間に活動できることがあるから泊まるのか、おいしいお酒をいただくということもそうですけれども、宿泊のきっかけとなるというふうに考えておりますけれども、夜に楽しんで、更に次の朝、活動したり、例えばマルシェでありますとか朝市など、宿泊することで充実した時間の提供ができれば、比較的近い関西圏からの誘客につなげられるのではないかとこのふうにも考えています。そして、飲食店や体験型観光、特産品、こういったことは葛城市はこの辺りが少し弱いかなというふうに考えておりますので、これらを充実させていくことで地域経済の活性化であったり、市内の雇用先の確保であったりとか、観光産業の確立というのを今後目指していけたらというふうに考えております。また、葛城市には数多く歴史資産でありますとか二上山、葛城山麓や田園風景といった豊かな自然風景、そして相撲の発祥地といった葛城の魅力について情報発信を強化することによりまして、葛城を感じる滞在型観光というのを創出していければというふうに考えております。

次に、道の駅かつらぎエリアにおきましては、中南和観光の西の玄関口として広域観光の促進を図っていきたいと考えております。道の駅かつらぎにつきましては、大阪府から奈良県の中南和観光を訪れる際の県内初めての道の駅であることや、新鮮な農産物が好評であることなどから、土日であれば大阪府からの来訪者が約5割を超えているということが特徴でございます。県外から来られる方に中南和のPRができる絶好の場所であるというふうにも考えております。また、来訪者の6割を超える方が道の駅での買物が目的とされていることなど、もう少し足を延ばしていただいて観光につなげていけるのではないかとこのふうにも考えております。

その取組といたしましては、道の駅かつらぎの観光インフォメーションセンターについては、展示スペースを設けたり、デジタルサイネージなどを使って、自然と情報が目に飛び込んでくるような、そういった取組をいたしまして、葛城市のみをPRするのではなくて、奈良県や他の市町村にも協力をいただきながら、新たに中南和の観光交流拠点ハブとなるように情報を発信してまいりたいというふうにも考えております。

これらの広域観光の促進、拡充、また他の市町村と連携した特産品の販売や定期的なマルシェなど検討することで、道の駅かつらぎが奈良県の観光交流拠点の1つとして、中南和をはじめ奈良県全体の観光情報の発信ができれば奈良県全体の観光客を増やすことができますので、他の市町村ともウインウインの関係を築くことができるのではないかとこのふうにも考えております。

最後の5ページでございます。社会教育センターを滞在型観光の拠点として、また道の駅かつらぎエリアでの中南和の観光交流拠点として、この二刀流でそれぞれがうまく循環して、また連携して好循環の渦を生み出せるような仕組みをつくっていければというふうに考えております。ここに書いておりますように、事前に計画を立てて葛城市を目的とするパターンでありましたり、宿泊施設のみを予約して、葛城市に来られてから他の市町村含めてどこに行くのかを決めていただけたらというパターン、このどちらを選択されましても楽しんで満足いただけるような取組や、旅行帰りにも道の駅かつらぎに立ち寄っていただいて、次の季

節に他の市町村などを含めました観光情報を入手できれば、中南和へのリピーターを増やせるのではないかというふうにも考えております。この下の図は、先ほどご説明いたしました取組の内容など書かせていただいておりますけれども、それぞれの取組による相乗効果が葛城のブランド向上と観光産業の確立、また中南和の観光客数の増加につながっていければというふうに考えています。

葛城市が考えますそのインターチェンジ付近のエリアの活用といたしましては、以上のようなことを検討いたしております。

**梨本委員長** 本件につきましては、報告のみとさせていただきます。

最後に4番、道の駅に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして理事者より説明願います。

高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは2点ご報告申し上げます。民事調停法第17条の決定の確定についてでございます。さきの令和4年8月31日付で議長宛に既にお知らせさせていただいておりますが、令和4年7月26日の臨時会において議決いただいた令和4年7月19日付の民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に対し、当該決定を受諾し異議を申し立てないことについて、令和4年（ノ）第3号損賠賠償等請求調停事件の民事調停法第17条決定が令和4年8月6日付で確定していることを改めて報告させていただきます。

続きまして、同じく民事調停法第17条決定の大阪高等裁判所の第8民事部の事件の状況についてご報告いたします。前市長、元副市長、栄和建设の6月議会でご議決いただきました630万円の請求に関する民事調停法第17条の債権の回収状況についてご報告いたします。この決定の確定日は令和4年6月30日でございます。支払い期限が令和4年8月30日ございまして、回収状況については訴訟を担当する弁護士の代理口座へ全金額630万4,869円が振り込まれていることをここにご報告させていただきます。

以上でございます。

**梨本委員長** ただいま報告願いましたが、このことにつきまして何かご質問等はございますでしょうか。ございませんか。

では、私、1つ質問したいので、副委員長と暫時交代させていただきます。

(正副委員長交代)

**松林副委員長** 梨本委員長。

**梨本委員長** ありがとうございます。道の駅に関して、今、企画部長が触れられたところとはちょっと違うんですけども、今後、先ほどの社会教育センターの活用も含めたあの地域の一体化の利用の中で、今後、道の駅かつらぎに関しましてはこれからももっと流行っていただくとか、いろんな意味で盛り立てていかなければいけないかなというふうにも私も考えているところなんです。

ちょっとお聞きしたいというか、利用されてる方からお聞きしたのが、テラスのところ、下から道路のところから入って行って上がっていったテラスのところの屋外の飲食施設がご

ございますよね、テーブルが置いてあるところ。あそこに犬を連れてこられる方なんかがよく来られると。それで、ちょっとおしっこを犬がそこでしてしまうことによって、なかなか、犬好きな方なら気にならないかもしれないんですけども、匂いであつたりとかそういった面でも衛生面でもちょっと困ってるというか、せっかく行ったのに残念な気持ちになって帰ってきたんだというようなことも聞いたりするんです。そういったドッグランの話も以前も何か提案であつたかと思うんですけども、あの場所は犬とかペットを連れていかれる方も多いなというふうに思いますんで、その辺、何か対処の方法はないのかなというところで、ちょっとあれば教えていただきたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

**松林副委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** その件につきましては道の駅としっかり今、協議をしているところでございまして、また対応案など決まりましたら報告させていただきたいと思えます。

**松林副委員長** 梨本委員長。

**梨本委員長** ありがとうございます。何か犬と一緒に過ごせるような、ペットを連れてる人も連れてない人も気持ちよく過ごせるような、そんな提案を市と協働でつくっていただけたらなというところで要望させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

**松林副委員長** 職務を交代いたします。

(正副委員長交代)

**梨本委員長** ほかに何かご質問ございますでしょうか。

吉村委員。

**吉村委員** ここでいいですか。道の駅ということで、今ちょっとお答えいただけるかどうか分からないんですけど、この前、以前に前の松山副市長のときに、その用途が違ってたということで1億6,000万円を返還したときに、総務建設常任委員会場で質問があつたときに、いうたら市のほうから損害賠償請求をするみたいな、そういう話があつたんです。それを、あのときの副市長がおっしゃって、その後、多分まだされてないとは思いますが、その辺りどうなったのか確認できたらなというふうに思うんですけど。

**梨本委員長** 答えられますか。

**吉村委員** ちょっと難しかったら、また今度で。

**梨本委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部の高垣です。

今、吉村委員おっしゃいました補助金の返還の件については、都市整備部所管で報告させていただきまして、今の時点では私どもでは分からないということで、申し訳ありません。ちょっと答弁できないということでございます。申し上げます。

**梨本委員長** 吉村委員。

**吉村委員** もう多分そうやと思えます。ちょっと調べといていただくというか、お願いをしていただけたらなと思えますんで、よろしく願いいたします。

**梨本委員長** もし可能でしたら、今、裁判の経過なんかも含めて取りまとめの方向で入っていただいていると思えますんで、その中の1つとして、また吉村委員の質問にも答えていただけるよ

うなことを考えていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ほかにございますでしょうか。

川村委員。

**川村委員** 道の駅に関して、今も前回からの裁判、それから補助金返還とか、いろんな多岐にわたるジャンルで議論なさっておられた経過があるんですけども、先日、議員も久しぶりに、議員のほとんどの有志の方が道の駅の方とちょっとお話しする機会があったことを皆さんもご記憶いただいておりますけども。せっかく今、葛城インターチェンジ付近のエリアとしての活用という前向きな方向になりまして、市議会のほうもいろいろとこれからあの場所が市民にとって有効な場所というふうな観点、まずそれが1番であると思いますが、もう雇用も創出されて、いろいろと安定してきた様子が伺えて、売上のほうも順調に伸びている。そんな中で、これからいろいろとその道の駅の役割とか、そういったものも市民から求められるものも議員にそれぞれあると思います。そういった中で、今、これからあの土地の形状によっていろいろと市のほうにその管理体制についても伺っておられるという現状もありまして、あそこの指定管理としての契約等もいろいろと詳細変わってきている部分もあると思いますので、この際、前向きな方向で一度、指定管理の皆様からの意気込みも我々も感じ取っておりますので、これからまず更新された契約について一度学習を、この総務建設常任委員会でもまた調査案件になってますので、契約書なんかちょっと求めていただきたいということで、皆さんが今、市とどのような形になってるかということ踏まえて、また前向きな議論をしていきたいなど。この土地にふさわしい道の駅の在り方とかそういったことも含めて、市の財政にもいろいろと多方面から貢献していただける方向で議論していきたいと思いますので、委員長、申し訳ないんですが、まず、指定管理の契約書とかそういったものについて、決算はいただいているかと思うんですけども、もう一回委員の皆様にもご確認をいただきたいので、それを資料を求めたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

**梨本委員長** 今、川村委員からもこういった要望がございましたので、また次回の会議の際に資料等も提出していただきますようお願いしておきます。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**梨本委員長** ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

**梨本委員長** ほかに委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

柴田議員。

(柴田議員の発言あり)

**梨本委員長** ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日も非常に長時間となりました総務建設常任委員会、委員の皆様におかれましては本当にありがとうございました。

またこの後、協議会もごございますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時40分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

梨本 洪珪

総務建設常任委員会副委員長

松林 謙司